



(上) 飾箱『村祭』  
高12×巾27×奥18 cm

(下) 同部分  
(上面から側面にかけて)

## 第30回

 蒔絵、何か月もかけて一つのを創り上げていくわざ。 <sup>かど こうじ</sup> 角 好司さん

漆工芸といえば蒔絵を連想される人も多いと思います。漆器の表面に金色のモノトーンで絵を描いていったものです。高級漆器を代表する技法ですね。

工程をもう少し詳しく説明すると、金色のモノトーンは目の細かい粉末状になった金で、これを漆で描いた絵の上に蒔いて付着させます。濃淡の調子は、いうまでもなく金粉の量をコントロールすることによって描いていくわけですから、細密に表現された絵などは相当に緻密な神経の配り方が要求されます。

そして、描きあがるとさらにその上に漆を塗り、乾いたあとでその表面を研ぎ出すという作業があります。これもまた時間と神経を使う仕事です。そうやって、写真のような箱に蒔絵を描いていく作業は何か月にも及びます(この作品は4か月とのこと)。

しかし、蒔絵というと伝統工芸というか、感覚的にはちょっと古めかしいもの、というイメージがありますね。実際、よく見かける蒔絵の作品は、描かれている模様は伝統的なものを踏襲していたり、技術的には職人的な修練の積み重ねが要求されるものなので、どうしても「古めかし」く、「堅苦しい」というような印象がつきまどってきます。またそういうものとして作られることで、高級感がアピールされるところもあります。

私はしかし、現代に作られるものは現代の息吹きを感じられるものであるべきで、蒔絵

といえどもやはりそうであって欲しいものだと思います。その点で、今回ご紹介する漆芸家角好司さんの創作は、伝統的な蒔絵表現にのっとりながらも、現代の「生きた蒔絵」というものを創り出している作例としてあげることができるものです。

角さんは漆器の代表的な産地である輪島塗(石川県)の漆芸家で、職人的な技量と現代的な表現の両刀使いで制作してきていますが、私の見るところでは、蒔絵作品の創作においては角さんの世界がトータルに表されています。

写真の飾箱「村祭」は、側面に森の中の奥行きのある空間を描き、上面には2匹の狐が踊っているような絵柄が描かれています。森の中の空間の表現は写実的ですが、おそらく角さん自身の「森の体験」に基づく実感が蒔絵という表現様式にいのちを吹き込んでるので、「生きた蒔絵」として感じられるのです。2匹の狐の踊る姿は、角さんの記憶の中の、「村祭」に向けた心のときめきが托されているようです。

突然ですが、私は「富」というものはお金に換えられない価値の総量であると考えています。それを作り出すのは、ものと心のつながりを育てていこうとする努力であり、それを尊重し継続させていく環境が「文化」というものです。角さんの蒔絵創作のような仕事を評価し、尊重することへのコンセンサスが、今の日本には必要であると思います。

輪島塗の伝統的な技術と、現代の生きた感性とが融け込んで。

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 640  
2010 May



表紙写真  
「朝露をまとい」

第24回写真コンクール入選  
山本 隆博●香川会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 提言シリーズ  
「法14条地図作成推進委員会 活動報告」
- 07 「境界問題相談センターさが」設立
- 10 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2010 part9
- 14 シリーズ ADRフラッシュ Vol.3  
公開講座「境界問題解決制度を考える」
- 16 広報最前線／大分会
- 19 制度制定60周年記念連載  
平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～（予告）
- 20 事務局紹介Vol.12  
新潟会／沖縄会
- 22 会長レポート
- 25 人事異動 法務局・地方法務局
- 26 全国土地家屋調査士政治連盟  
第10回定時大会を開催
- 28 LOOK NOW  
参議院議長公邸 表敬訪問
- 29 ちょうさし俳壇
- 30 ネットワーク50  
札幌会
- 33 お知らせ  
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣  
の団体指定について
- 34 お知らせ  
土地家屋調査士2011年オリジナルカレンダー
- 35 会務日誌
- 36 日調連ホームページがリニューアルされました！
- 37 会員の広場を利活用ください
- 38 公嘱協会情報 Vol.83
- 39 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 40 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

# 「法14条地図作成推進委員会 活動報告」

福井県土地家屋調査士会 副会長 浦井勉志

## 1. はじめに

法務省民事局は、従来の「登記所備付地図作成作業新10か年計画」を前倒して実施するため、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」(平成21年度からの8か年で130平方キロメートルを実施)を策定し、地図整備の推進に取り組んでいると聞き及びます。

また、平成22年度の「地図整備事業の推進(登記所備付新規地図作成経費、筆界特定制度実施経費)」予算は23億6900万円(前年比4億2900万円増)となり、地図を整備する環境が次第に整いつつあります。

このような時期に、土地家屋調査士会が「資格者団体」としてできることはないのか？

という素朴な問いかけから「法14条地図作成推進委員会(以下「委員会」という。)」が生まれました。

## 2. 委員会の活動内容

現在、予定している委員会の活動は以下のとおりです。

- (1) 地図混乱地域についての情報収集
- (2) 地図整備について官公署や自治会への広報活動
- (3) 法務局や官公署などへの提言活動

福井県において、従来このような活動は公嘱協会が主に行っていましたが、公嘱協会は「契約当事者＝事業者」となりますので、官公署等に提言等を行っても「営業活動」と誤解されます。

しかしながら、地図の意味を知り、かつ実務に精通した土地家屋調査士が地域の実情に応じた地図作成の提言を行うことは「資格者団体」としての社会的な使命であることから、福井県土地家屋調査士会に委員会を設置したものです。

### (1) 過去の地図作成事業

ここで、福井県における地図整備の状況を報告したいと思います。

福井地方法務局では、平成17年度から平成20年度にかけて地図作成事業が行われました。(注1)

この地域は、福井駅から約2 kmという市街地でありながら地図混乱地域であるために、道路拡幅や下水道の整備などの公共事業に支障が生じていた地域です。

地域の自治会長にお話をお伺いしたところ、不動産の売買が難しいことはもちろんであるが、建物を建て替えたくても銀行の融資が難しいとのことでした。(注2)

この事業は99%以上の筆界確定率を達成することができましたが、上記のような住民の方々の意識の高さが影響したものと考えています。

### (2) 現在の地図の状況

平成21年の時点において福井地方法務局に備え付けられている10万5861枚の公図の内、14条1項地図は2万1098枚、残りの8万4763枚は地図に準じる図面です。

しかも、県内各地に小規模な地図混乱地域が散在しており、会員に対するアンケートの結果、10箇所以上の地域についての情報が寄せられています。

情報収集を進めればかなりの数の地図混乱地域が確認できるものと推察しています。

したがって、福井県内において更なる地図作成作業の実施が必要不可欠なのです。

### (3) 地図混乱の原因

福井の地域的な特徴としては、昭和23年に発生した福井大震災により、福井税務署などに保管されていた土地台帳等の資料の一部が焼失したことです。

登記の一元化作業の際に、各市町村や地元自治会に保管されていた資料により復元がなされたのですが、完全に復元できなかった事例もあるようです。

また、山林などを宅地開発した際の机上分筆の事例や、洪水などの被害によって現地の利用状況が変わってしまった事例、そして土地改良などの事業が頓挫してしまった事例などが確認されています。

(注1) H17年度 月見町他地区 0.126平方キロメートル(合筆後筆数 595筆)

H18年度 昭和町他地区 0.187平方キロメートル(合筆後筆数 670筆)

H19、20年度 花堂北・山奥町地区 0.279平方キロメートル(合筆後筆数883筆)

(注2) H17.3.3 「境界キャンペーンINふくい」パネルディスカッションにおいて

地図を作成する際に、このような地図混乱の原因を把握することは、適切な手続の選択をする上で重要であると考えます。

しかも、当時の事情を知る方々がご高齢になっているため、早急に情報収集を行い、実態を把握する必要があるのです。

### 3. 素朴な疑問

このような活動を行うにあたり、不安がないわけではありません。実際、委員会の発足及び活動に対して、次のような疑問が寄せられました。

- (1) 寄せられた全ての情報に対応できるのか？
- (2) 地元の方々に期待を持たせるだけで終わってしまうのではないのか？
- (3) 土地改良事業が頓挫した事例は、本来、事業の継続を進めるべきであって地図作成事業の対象にならないのではないのか？

地図を作成するためには、土地所有者の同意等、様々なハードルが存在します。したがって、寄せられた情報の全ての地域について地図が作成できないのが実情です。

しかし、100%の成果を出せないから何も行動しないというのはおかしな話です。

少なくとも、情報を収集することで地域の実情を把握し、地図作成の可能性を模索することは大きな価値があるはずです。

したがって、「今、できることを少しずつやってみる」ことにしました。

### 4. 第一の事例

最初の事例は、福井市の西部に位置する集落に関するものです。

この地域には、昭和20年代に行われた土地改良事業が頓挫し、換地処分に至らなかった箇所と、山林を宅地化した際、机上分筆が行われた箇所があり、全体として著しい地図混乱地域となっています。

この地域には県道が通っていますが、土地所有者を特定できないため、道路拡幅のための用地買収を行うことができません。そのため、この地域の小学

生たちは、トラックが行き交う狭い道路で危険に脅かされながら通学しています。

福井県も福井市もこの状況を確認していますが、昭和20年代の土地改良組合は既に存在しておらず、また、地図混乱の状況が著しいため地籍調査事業を行うことができません。

このため、地域住民の方々だけでなく、福井県、福井市も法務局による地図作成作業の実施を要望していましたが、DID地区でないこと、及び地図混乱の範囲が約0.1平方キロメートルと小規模であることから、法務局の地図作成事業の候補地になっていませんでした。

しかしながら、この地域の地図混乱の状況は、確実にこの地域の経済活動を阻害し、地域住民の生活に大きな障害となっています。

このため、地域の全世帯(13戸)の要望書、及び福井県からの要望書とともに福井県土地家屋調査士会として地図作成事業の実施を求める意見書を福井地方法務局に提出しました。(資料1-1、1-2)

### 5. 第二の事例

次の事例は、福井市の北東に位置する市街地です。

この地域は、昭和20年代に土地区画整理による換地処分がなされているにもかかわらず、現地と公図が合致しない不思議な地域でした。

この原因を調査したところ、次のような事実が明らかになりました。

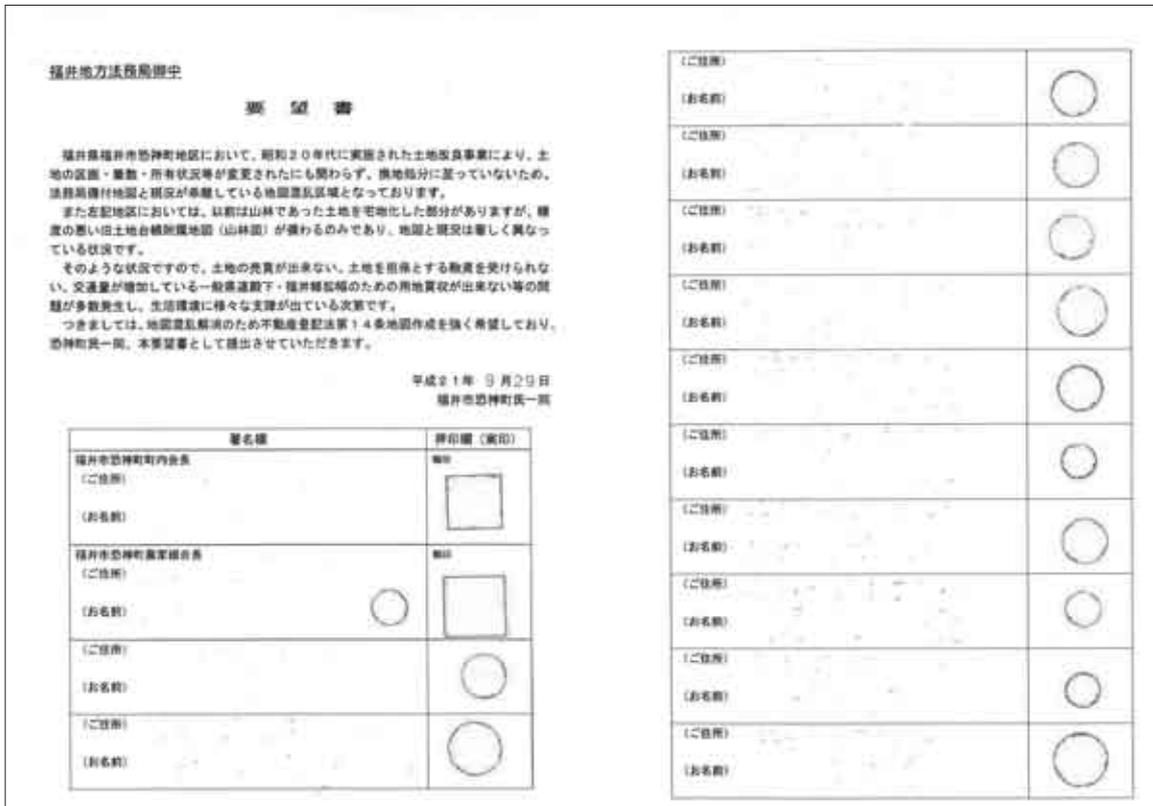
- (1) 土地区画整理事業時に簡易な測量を行った結果、換地確定図が不正確であること。
- (2) 同事業において民有地境界に境界標を設置した形跡が見つからないこと。
- (3) この地区には借地が多く、筆界の位置と無関係に建物や構造物が建築されている箇所が見受けられること。
- (4) 道路・水路との官民境界が不明確なまま、道路側溝などの工事が進められたこと。

これらの事情により、この地域での筆界確認は困難を極め、DID地区でありながら不動産取引などの経済活動の大きな障害となっています。

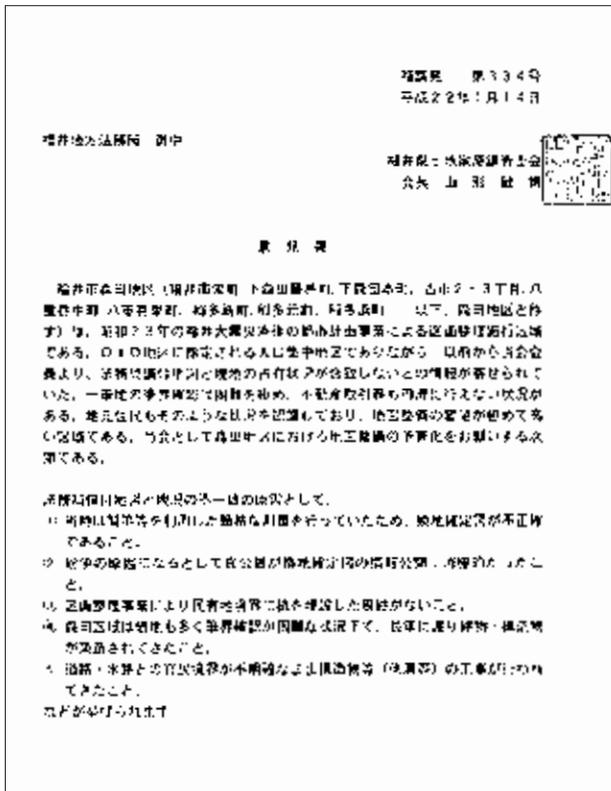
このため、福井県土地家屋調査士会として地図作成事業の実施を求める意見書を福井地方法務局に提出しました。(資料2)



資料1-1



資料1-2



資料2

## 6. 活動を通じて感じたこと

### (1) 第一の事例から

まず、地図が人々の生活に密着していることを再認識しました。

平成17年度から20年度の地図整備事業でも感じたことですが、地図作成について住民の方々の理解と納得を得ることが成功の鍵となることは間違いありません。

当委員会では、各自治会に情報提供を呼びかけるパンフレットを作成し、住民の方々のご意見を受け止める「窓口」の役割を果たしたいと考えています。

また、DID地区以外の小規模な地図混乱地域における地図作成をバックアップする必要性を感じました。

現在の登記所備付地図作成作業は、DID地区内で0.33平方キロメートル以上の地図混乱地域を対象としていると聞き及びます。

このことは、限りある予算を効率的に執行するための措置であることは承知していますが、たとえ、小さな集落であったとしても人々の生活に支障があることには変わりはありません。

この場を借りて、このような事例については、法務省等、関係各位に特段のご配慮をお願いいたします。

### (2) 第二の事例から

この地域の実情を知り、相当困難な作業になるだろうと予測しています。

地域住民の方々の理解と納得を求めることはもちろんですが、土地家屋調査士会と法務局が連携して、関連する官公署に対して地図の重要性をアピールし、協力を求めていることが重要であると感じます。

また、土地家屋調査士側の受託体制の強化も必要不可欠であると感じます。

地図を作るためには、測量技術(基準点測量など)のほか、情報処理能力、人とのコミュニケーション能力(説明力、文章力も含めて)等、様々な能力が高いレベルで求められます。

一口に土地家屋調査士と言っても、個々人の長所、短所が存在するわけですから、それぞれの得意分野を活用し、チームとして業務を行うことで総合的に高いレベルの成果達成が可能になると考えます。

具体的には、地域の公嘱協会の組織力が真価を発揮する事業であると思いますので、公嘱協会の皆様に受託体制の強化をお願いするとともに、法務局、及び関係機関の皆様が発注時の特段のご配慮をお願いいたします。

## 7. 最後に

土地家屋調査士が「国家資格者」を名乗る以上、「地図の現実」から目をそむけることはできません。

土地家屋調査士の「志」とは、「個人の利害」を超えた土地家屋調査「士」としての「心」ではないでしょうか？

福井会のような小さな会であっても、やれることは何かあるはずです。

「志」を高く持って一步一步前進したいと考える次第です。

# 「境界問題相談センターさが」 設立

佐賀県土地家屋調査士会

平成22年3月25日(木)佐賀県庁本館2階記者室において、多数の報道関係の方々にご臨席を賜り「境界問題相談センターさが」の開設の説明会を開催しました。

ご多忙の中、ご出席いただきました関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

## 1. はじめに

平成18年11月に法務省より裁判外紛争解決センターの認証についての説明会があり、また、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)でも平成19年1月に説明会が開催され、平成19年4月から「土地家屋調査士法第3条第1項第7号に基づく法務大臣の指定」の受付が開始されるとのことでした。

佐賀県土地家屋調査士会(以下「佐賀会」という。)では、平成19年5月の総会において、「境界問題相談センター」の設置を会則に位置づけ、開設に向けての行動を開始いたしました。

まず、調停の場所が必要であると思ひ、統合されて空いている出張所の庁舎の供用の相談に法務局へ行きましたが、すでに売却されており、県庁の施設課に空き部屋がないか尋ねるなど、暗中模索が続きました。

佐賀県のような小さな県では、なかなか単独で場所を設置するのは困難です、当県では六士業(司法書士・行政書士・社会保険労務士・不動産鑑定士・税理士・土地家屋調査士)で佐賀県専門士業団体連絡協議会という組織を作っておりますので、そこで相談をしましたが、当の各団体も場所の設置

に困っており、共同で設置するという提案をしたり、先に設置した所を借用するなど知恵をしばって話し合いをいたしました、なかなか進みませんでした。

時が経つにつれて、そういう施設は必要なく、相談室とテーブルがあれば良いということを知りましたので、平成20年にADR準備委員会を設置しました。

## 2. センター設立までの経緯

佐賀会は、会員数125名の小規模会で、佐賀市内に約60名と半数が集中しており、日調連のADR特別研修も、当初は抽選をしなければならぬほど多く受講していましたが、回を重ね、5回目ともなると、やっと5人1班ができるくらいで、人材の確保にも苦労いたしました。

その中でのセンターの開設でありますから前途多難でした。

以下、設立までの経緯です。

### 平成20年3月

「境界問題相談センターさが(以下「センターさが」という。)」の準備委員会を設置、理事の中から4人の委員を選出し、それぞれの役割を決定し作業に入りました。

### 平成20年6月

「ADRの設置の必要性と全国の各単位会、九州ブロック協議会の

各会の現況について」

鹿児島県土地家屋調査士会(以下「鹿児島会」という。)の「境界問題相談センターかごしま」センター長の谷口正美先生に講師をお願いして、全会員を対象に研修会を開催しました。

### 平成20年7月

当会は、とにかく予算がないので、鹿児島会の谷口先生から過去の研修資料をいただき、7月から11月を除いて12月まで、毎月1回5回にわたりビデオ研修を開催しました。

会員は佐賀市内の会員を中心に、よく研修会に参加してくれました。

### 平成20年8月

弁護士会へ、「センターさが」の設立と、全国・九州ブロックの各県のADRの設立の状況を説明し、「センターさが」に対する協力の依頼に行く。(この時、県民の方々にどのようなメリットがあるのですか等の質問がありました。)

### 平成20年9月

「境界問題相談センター〇〇」と日調連からモデル規則等が発行されたので、それによって「センターさが」の規則等を見直し、訂正をしました。

### 平成21年3月

「センターさが」の規則等を理事

会に提案し、承認されました。

理事会の中では、「人材育成ができていない」、「まだ議論が足りない」、「ADR設立が本当に必要なのか」といろいろ意見がありました。

#### 平成21年5月

佐賀会の総会において「センターさが」の規則等を報告し、特別会計の承認を得ました。

#### 平成21年6月

弁護士会の会長、役員が交代されたので、「センターさが」の設立への協力依頼と説明に行きました。

#### 平成21年7月

役員改選による「センターさが」の準備委員会を開催し、設立までの役割を決める。予算がなかったので、会議はできるだけメールのメーリングリストで行いましたが、なかなか返事が来なくて2～3人でのやりとりになり、メールでの議論はなかなか難しいものでした。

#### 平成21年8月

ADR関与委員に対して、鹿児島会の谷口正美先生を講師に、「ADRの実務」の研修を開催しました。

#### 平成21年8月21・22日

大阪土地家屋調査士会(以下「大阪会」という。)の西田寛先生を講師に「ADRの基礎研修」を行い、

長崎県土地家屋調査士会(以下、「長崎会」という。)と佐賀会の合同で、佐賀県武雄市において1泊2日の研修会を開催しました。

#### 平成21年9月

- ・ 弁護士の牟田清敬先生による「民事訴訟と境界確定の判例」について研修会を開催しました。
- ・ 弁護士会と協定書について協議しました。

#### 平成21年10月

- ・ 長崎県大村市において、長崎会と「合同ADR研修会」を開催しました。
- ・ ADR関与員に「事務手続きマニュアル」とフローの説明会を開催しました。

#### 平成21年12月

- ・ 12月10日、弁護士会と協定を締結しました。
- ・ ADR関与員に「受付面談マニュアル」の説明会を開催しました。

#### 平成22年1月

ADR関与員に様式についての説明会を開催しました。

#### 平成22年2月

「ロールプレー」の研修会開催  
10月に長崎県大村市において開催された研修を再度行いました。

#### 平成22年3月9日

弁護士会のADR関与員と土地家屋調査士会の運営委員とで、運営について協議しました。

#### 平成22年3月17日

ADR関与員に再度「事務手続き・受付面談マニュアル」について説明会を開催しました。

#### 平成22年3月25日

佐賀県庁の記者室にて、報道関係者の方々に「センターさが」の概要説明会を開催しました。NHKにてニュースで放映していただきました。

#### 平成22年3月31日

「境界問題相談センター」を開設しました。

#### 平成22年4月1日

「境界問題相談センター」受付面談予約を開始しました。

当日は地元の佐賀新聞に掲載していたので、電話での問い合わせがあり、受付面談の予約も3件あり、その後2件の予約の申込みがありました。

### 3. ADR関与員について

関与員は、日調連主催のADR特別研修を受講した者の中から募集を行い、賛同、同意を得た会員に任命書を渡しました。

賛同してくれた会員の中には、九州各県で開催されたADRの研修会に、自主的かつ自費で参加し、研鑽を積まれた会員もいます。

本当に頭の下がる思いで、心より感謝申し上げます。



記者会見風景



弁護士会 東島会長



調査士会 水竹会長

#### 4. 最後に 感謝を込めて

佐賀会のADRが発足するまでには、多くの方々のお力添えをいただきました。

大阪会の西田寛先生、白鷗大学の和田直人先生の御指導・御鞭撻本当に感謝申し上げます。

隣県の福岡県土地家屋調査士会には、ADRの研修に、多いときには20人もの会員を参加させていただき、本当に助かりました。猿渡前センター長、福岡センター長には、改めてお礼申し上げます。

鹿児島会の谷口センター長様にも、研修に、開設に、種々ご指導を賜り、ありがとうございました。

また、佐賀県弁護士会のご理解により、経験豊富な弁護士の方々を、運営委員・相談担当・調停担当に推薦していただき、各先生方には快く就任していただきました。感謝申し上げますとともに、今後のご協力をお願い申し上げます。

「境界問題相談センターさが」は、今やっと開設したばかりです。

今後、関与員の研修、若手の育成、ADR認定土地家屋調査士の

活用と、運営していく中で様々な課題が浮上してくることでしょう。

九州ブロックでも、年に一度は情報交換の場をつくって、互いに支え合いながら頑張っていきたいものと思っています。



設置プレート

### 境界問題相談センターさが ご案内

**境界問題相談センターさが とは**  
とちかおく  
土地の境界の専門家である土地家屋調査士と  
法律の専門家の弁護士が協働して、中立、公正  
なアドバイスを行い、境界問題の解決をお手伝  
いします。

お問い合わせ先 境界問題相談センターさが  
電話番号 0952-65-3201 毎週火曜・木曜日 午前10時から午後4時まで 祝祭日を除く

申込書にて受付面談の予約をお願いします。  
(郵送・FAX・メール等)  
まずは受付面談(無料)であなただのお話をうかがいます。  
(第2・第4水曜日 午後) 祝祭日を除く

相談 受付面談実施後、お申込みが必要です。  
有料 (第1・第3水曜日 午後) 祝祭日を除く

調停 お話し合いの場を提供し、お互いが納得できる  
解決を図れるようお手伝いします。  
あなたが主役です。

境界問題相談センターさが  
〒840-0041  
佐賀市内二丁目1番10-1号  
佐賀県土地家屋調査士会館内  
電話 (0952) 65-3201  
FAX (0952) 24-6349  
E-mail sagatyo@po.bunbun.ne.jp  
http://www.sagatyo.net/

#### 紛争解決までの流れ

土地の境界問題

センターに電話による問い合わせ

受付面談 土地家屋調査士 (無料)

解決

相談 土地家屋調査士 (弁護士)

調停 相手方が調停に応じた場合  
土地家屋調査士 弁護士

調停不成立

調停成立

和解契約締結

終了

別途消費税 相談手数料 10,000円 (二回目以降弁護士同席のときは20,000円)

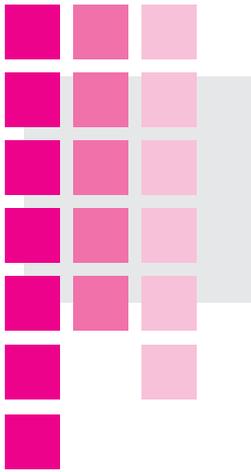
別途消費税 申立手数料 30,000円

別途消費税 調停手数料 申立人 相手方 各々 10,000円

成立手数料 50,000円 別途消費税

登記手続 視察確認 (必要に応じて費用がかかります)

必要に応じて 調査測量・鑑定実施 (必要に応じて費用がかかります)



# ほっかいどう地図・境界シンポジウム 2010 part9

札幌土地家屋調査士会 広報部長 深見実男

日時：平成22年3月12日(金)  
13時00分～16時30分  
場所：札幌後楽園ホテル



平成22年3月12日(金)札幌後楽園ホテルにおいて『「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2010」地理空間情報と北海道の地図・地籍～いま、土地家屋調査士ができること～(日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会主催)』が開催されました。

法務局をはじめ国土交通省、北海道、札幌市、市町村、測量関係企業など道内はもとより、全国各地から約300名近くの参加がありました。会場の一角には、札幌土地家屋調査士会による登記無料相談コーナーも設けられていまし

た。また、今年はポスターセッションとして「地理空間情報の現状と将来」碓井照子 奈良大学教授、「北海道の公図と筆界の成立」山谷正幸 旭川土地家屋調査士会会長、「地籍イノベーション～超高密度空間における社会情報基盤の構築～」上田忠勝 滋賀県土地家屋調査士会常任理事及び「ADRさっぽろ境界問題解決センター」、社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会によりテーマごとの5つのブースが設けられ、休憩時間には多くの方が各ブースを訪れていました。



## 第1部

### 講演

#### 「地理空間情報の現状と将来」

奈良大学文学部地理学科教授  
碓井照子

#### 地理空間情報社会の本質は何か

次の3つにまとめられる。

1. 完全な国土の電子化  
国土の管理と国土計画の基盤となる。  
安心安全な社会を構築するための基盤である。
2. 資本主義社会の私有財産制度の電子化  
土地・建物のGISによる管理が進む。
3. 地方分権時代における新しい中央と地方の関係  
基盤地図情報の更新は国と地方自治体とが連携して進めていく。  
地理空間情報活用推進基本法の



## 理念

住民参加型行政を推進していく。

行政が作る様々な施策を、あらかじめ電子国土の上でシミュレーションすることによって、政策のリスクを下げることが可能になる。

### 1. 完全な国土の電子化

インフラ整備が進むことによって、公共事業のあり方が様変わりする。事業別の行政コスト計算書を作成、公表して、行政サービスに対する住民の負担と住民満足の関係をわかりやすく説明する責任(アカウントビリティ)が行政の中核に据えられるようになる。公共事業の行政評価をどうするか。行政評価指標が必要となる。GIS無くして地方自治体の業務、公共事業は考えられないという時代に入っていくのではないか。そこで非常に重要なのが、登記から出てくる筆界のデータである。また、地球規模の自然災害の増大に関する安心・安全社会の構築について、災害認知型社会を中長期的に構築するためにいかにして防災科学技術の成果を広く国民に認知してもらい、リスクコミュニケーションが日常的に行える社会風土を形成するかが重要である。そのためには、地理空間情報技術を取り入れた防災技術の開発や研究が重要であり、学校教育、地域教育が果た

す役割は大きい。との提言を日本学術会議2007年5月において行った。提言の中で特に主張したのは、災害認知社会の構築について、災害に関して安心・安全な社会を構築するためには、地域が抱える災害リスクを住民と行政が理解し、地域の災害軽減策を住民と行政が考え、災害リスクに対応するという住民参加型リスクコミュニケーションを深める必要がある。そのためには、地理空間情報を使った住民と行政の双方向のコミュニケーションを高めていかなければならない。

### 2. 資本主義社会の私有財産制度の電子化

資本主義社会の3つの要件

- ①すべての財と労働力を商品とする 商品経済社会
- ②生産のための建物・機械・土地などを私有財産とする 私有財産制度
- ③利潤を追求する経済活動は自由であるという 競争市場

3つそれぞれに地理空間情報は関係しているが、2番目は土地家屋調査士、法務省が深く関わっているところである。不動産登記法が改正され登記のデータがGISで電子管理されるところにきている。全てのビジネス、行政サービスの基盤になるのが私有財産制度なので、これがきちっと動き出さないと全てがうまくいかない。

不動産登記法の改正によってオンライン申請が導入されたが、特に大きな変更点は地積測量図の作成にあたっては、原則として、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点測量が必要となった。地積測量図が持つ地理空間情報と

しての意味は、まだ法律の中には無い、地理空間情報の基盤に土地家屋調査士が関わってもらいたい。

- ①電子政府時代の地積測量図の管理にGISを使用するためには、測地系座標値が必要
- ②基本三角点(基準点)を位置参照点として地積測量図(筆界)と他の測量図(例えば官民境界:道路)の重ね合わせがGISで可能
- ③地積測量図の品質評価もGISでチェックが可能になる
- ④電子申請される地積測量図から地図つまり筆界(国土空間データ基盤)の整備と更新が可能になる。

国と地方公共団体の連携による基盤地図情報の整備において公共測量成果、基本測量成果を使って整備していくが、民間測量成果も利用していく。その中で建物と土地の更新は、土地家屋調査士の地積測量図から行う。このようなことが今後具体的にようになっていくように思われる。このことによって税金が無駄に使われないということが実現される。

### 地理空間情報活用推進基本計画とGIS政策の展開(G空間行動プラン)

3つの大きな柱全てを含めてG空間行動プランである。

1. 産・官・学連携
2. 国と地方自治体の連携
3. 技術開発・新産業創生

G空間行動プラン、GISの新しい国の政策は、GISポータルサイトから入手可能である。

地理空間情報活用推進基本法の制定とGIS政策の推移

阪神大震災以降、GIS政策の名称は3回変化し、省庁横断的に実

施されてきたが、地理空間情報活用推進基本法制定前までは、NSDI政策として政府主導型で実施されてきたといえる。しかし、平成19年の基本法制定後は、国・地方自治体・民間・学4連携での政策実施へと変化してくる。地理空間情報活用推進基本法の制定(平成19年法63)

地理空間情報の活用について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため「地理空間情報活用推進会議」を設置し、必要な施策を実施しています。平成20年6月5日に測位・地理情報システム等推進会議から名称変更された。

#### 地理空間情報産学官連携協議会の設置

地理空間情報に係る課題認識と情報の産学官の間での共有を図り、もって、地理空間情報の効果的な活用を推進することを目的として「地理空間情報産学官連携協議会」が設置(平成20年10月16日設置)される。

#### 国と地方自治体との連携

国と地方自治体は、基盤地図情報をはじめとする多様な地理空間情報の電子的な整備・更新・提供、GIS・衛星測位を活用した行政事務の実施や公共分野における多様な国民向けサービスの提供など、地理空間情報の活用推進に関し、密接に連携して取り組みを進める必要がある。

#### G空間EXPO

「G空間EXPO」は、広く国民一般を対象とし、G空間社会(地理空間情報高度利用社会)の実現に向け、地図の流通、ナビゲーションなど新産業の創造に寄与する講

演会やシンポジウム、新商品・新サービスの展示会及び産学官の関係者の情報交換会等を産・学・官の連携のもと初めて開催するものです。これにより、新たな産業・サービスの高度化・発展に関する民間の提案や創意工夫を掘り起こし、衛星測位の利用推進や地理空間情報を活用した産業創出を目指します。

#### 現状と課題

#### ある地方自治体の事例から

#### 参考事例：門真市

#### 門真市のスライドより

第1期 道路台帳現況平面図を基盤とした個別GISの構築を始めている。

- ・平成10～11年道路管理システム ラスターデータ・道路ポリゴンで安価にGISを導入
- ・平成2年 地番図 →平成11年 マップデジベクトルデータ化
- ・昭和60年 水道戸番図→平成12年 マップデジベクトルデータ化

第2期 個別GISのデータを活用した共通基盤地図の作成

- ・街区基準点、都市再生街区基本調査の成果を活用して門真市の共通基盤地図作成

第3期 ネットワークを利用したハイブリット型の統合GIS

- ・今後の取り組みとして、共通基盤地図を軸に個別GISとWebGISをネットワークで連携させる。
- ・街区基準点と共通基盤地図データの維持管理
- 地積測量図のデータを使って更新していく。
- ・住居点データの連携

建築確認・住居表示・課税家屋の情報データ共有計画

今後の課題 構築の段階から本格的運用の段階へみんなで作り、みんなが利用するGISの課題

使い勝手のいいGIS

- ・WebGIS + 個別GISで応用範囲が広がる
- 信頼できる基盤地図
- ・国の基盤地図情報の整備により、市、府県、国まで、一貫したデータになった
- 個別業務の枠にこだわらない
- 忍耐と応用力のある職員集団
- 地方公共団体の責務
- ・行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の整合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もって行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならない。

#### 地理空間情報社会の近い将来

G空間行動計画と地理空間情報行政の推進。産・官・学が連携して地理空間情報社会を作っていく。今後、産・官・学連携組織の設置と運用が進められる。もう一つが国土交通省による電子国土の本格的な運用と整備として、国土交通地理空間情報プラットフォームが運用されて、本格運用に向けたロードマップが作られている。平成22年度から本格運用が開始される。

国土の維持管理費の増大と必要な公共事業に必要なアカウントビリティが求められる中で、近い将来、電子国土、GISが基盤となる。

インフラ会計の導入と維持管理

計画におけるアカウントビリティとGIS。台帳管理だけではなく、公共事業の積算見積のデータとして使われてきている。

地名情報の整備(住居表示地区)都市計画区域について国土地理院が進めている。地名情報整備による基盤地図情報の利活用増大。ISOでは地名辞書の作成といわれる。

イギリスは地名辞書の標準化を国家レベルで行った。土地・不動産の地名辞書を構成する最小単位は、BLPU (Basic Land and Property Unit)と呼ばれる土地・不動産の基礎的な単位であり、アドレスを有している最小単位である。日本では、一筆と建物に該当する。BLPUには、建物、敷地・所有地、スポーツ施設、学校、公園、教会、駐車場、記念碑などあらゆる地物が含まれる。これらのBLPUは、必ず、不動産識別番号と土地不動産識別子という文字型の識別子を有している。

英国では、地名辞書をベースにジオコーディングサービスを国家が行っている。

日本でも必要な地名の標準化をベースにした国家としてのジオコーディングサービスを行いたい。そのための予備作業として、日本の地名の分類とUMLクラス図により統計GISブラウザの小地域統計の分析、クラスター分析による地名標記の傾向分析を行った。

地名の標準化活動と都道府県単位での土地資料のデータベース化と活用

- ・都道府県別土地家屋調査士会と大学・研究者との関係による土地の資料の収集
- ・都道府県別のGISセンターとの連携
- ・土地家屋調査士と研究者との専門知識の共有が必要

#### 現在の基準点の設置状況について

インテリジェント基準点がユビキタス空間情報基盤のベースになろうとしている。

基準点にUコードを付けてユビキタスコンピューティングのインフラにしていく。

日本でも増加するGIS上級技術者の資格を土地家屋調査士にもとってもらいたい。

#### まとめ

今までは、人間と地球というところで地理空間情報が考えられてきたが、最近はロボット、宇宙、過去を含んだ非常に広い意味で地理空間情報が考えられてきている。ロボットとの共存についても

ユビキタスの基盤がとても重要になってきた。あらゆるところにUコードが埋め込まれていく時代がやってくる。それにも大きく土地家屋調査士は関係していくと思われる。ぜひ地理空間情報社会構築のために皆様の力を借りたい。

第二部は、碓井照子 奈良大学文学部地理学科教授、茂木公一 国土地理院北海道地方測量部地理空間情報管理官、大場公夫 札幌法務局民事行政部不動産登記部門総括表示登記専門官、山谷正幸 日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会会長、上山和夫 日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会副会長の以上5名をパネリストに迎え、西俊行 札幌土地家屋調査士会副会長、中原章博 札幌土地家屋調査士会理事がコーディネーターを務め、「地理空間情報と北海道の地図・地籍」をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。



# 公開講座「境界問題解決制度を考える」

平成22年4月1日現在、各土地家屋調査士会には、50会のうち43会に「境界問題相談センター」が開設されている。呼称こそ違おうが、扱う相談内容は、「筆界の問題」にすべて特化したADRを組織で構築することを考えれば、また、市民に手を差し伸べることでできる専門家集団であることを考えれば、社会に対する大きな存在価値と責任がある。

先般開催された神奈川県土地家屋調査士会(以下「神奈川会」という。)の公開講座を契機に、一度そのあり方を考えたい。

平成22年3月9日、神奈川県立音楽堂において、公開講座「境界問題を考える」というテーマで横浜地方法務局、横浜弁護士会の後援のもと、公開講座が開催された。第1部は九州大学大学院法学研究院教授レビン小林久子氏による「土地境界問題と調査士型ADR」というテーマでの基調講演がされた。

その後、座談会として、「境界問題を考える」というテーマで、神奈川会海野敦郎会長を座長として、次のパネリストの方々が登壇された。

九州大学大学院法学研究院教授

レビン小林久子氏

日本土地家屋調査士会連合会名誉会長

西本孔昭氏

境界問題相談センターかながわセンター長

奥田一高氏

境界問題相談センターかながわ運営委員

柳川猛昌氏(弁護士)

第2部は元東京法務局長の寶金敏明氏の「筆界制度の現状と展望」という講演であった。

初春のみぞれの大変寒い午後となったが、500名弱の聴衆で会場は埋め尽くされた。

神奈川会担当者のお話によると、直前の企画の変更により一般にも公開されることとしたとお聞きしたが、官公庁、金融機関関係者をはじめ、土地家屋調査士会ADRに関心をいただく60数名の一般市民の方々も熱心に聞いてくださったようである。また、同時に、会場の外では無料相談会が開催され、多くの相談者で賑わった。これだけの企画を立案し、実行され、盛況に開催されたのは神奈川会の研修担当者をはじめ、関係者の多大なるご尽力と推察するに、改めて敬意を表したいと思う。

そういう経緯からか、座談会は一般の方々にも我々のADRをわかりやすく説明する内容であった。特に柳川弁護士の解説は言葉を丁寧に噛み砕いて、

市民の皆様に親切な対応がされていて、神奈川会のADRの本質を表しているようであった。また、西本連合会名誉会長は、我々のADRの制度化に至る経緯を詳細に話され、同士らも身の引き締まる思いであったに違いない。

さて、今回は「土地家屋調査士型ADR」ということに重点をおいて考えてみたい。

レビン小林久子氏の講演からは、今、我が国のADR制度は、混乱をきたしているのではないかという問題が投げかけられた。つまり、二つの相反する志向性の手続きが、同じ土壌の中で市民生活に根付こうとしている現状を懸念されているのである。それは、①法的整合性の高いADRと、②当事者の自主性を尊重するADRである。

我々のADRがどちらかということとはさておき、ADR促進法で弁護士助言の仕組みが制度化されていることを原因の一つに挙げられ、当事者が手続実施者に判断を求められたり、また、手続実施者側も真に当事者の自主解決を促すことより、判断することのほうが容易であったりすることから、ADRそのものが法的整合性の高い手続に収斂される動きがあるということである。その上、当事者の合意に拘束力・執行力を持たせようとする動きがあり、その結果当事者の自主性という反法化の志向性を軽視することにならないかという問題をお話された。

確かに裁判とは異なる解決方法の一つとして、ADRが土地家屋調査士の手元にゆだねられた。ここまで至るには、制度制定当時の先駆者の諸先輩方がご尽力くださった。紛争を抱えた当事者らが将来に向かう解決は、我々の日常業務の中に示唆されていたことを社会に強く訴え続け、「筆界の唯一の専門家集団」として今、社会の中に根付いていこうとしているのである。

レビン小林氏からは「当事者の自主性の尊重」とい

うキーワードが多く聞かれた。裁判でなく、なぜADRを選択するのか、そこに何があるのか、私たちは原点に立ち戻り、理念を見つめ直し、考えたいと思う。

さて、改めて同士らに聞きたい。

我々のADRは、市民の自立を促す、将来に向けた支援ができているだろうか？

会員の利益誘導に傾いていないか？

資格者として自立しているか？

最後に筆界の唯一の専門家集団として我々が育てつつあるADRと市民から求められているADRの姿は一致しているだろうか？

広報員 金関圭子(岡山会)

# 公開講座 境界問題 解決制度を考える

土地境界問題でお悩みの方。是非お越しください!

**対象**  
市民 学生  
官公署  
関連士業団体  
土地家屋調査士

平成22年3月9日(火)  
開場 12:30 ~ 講演 13:30 ~ 18:00  
**神奈川県立音楽堂**  
横浜市西区紅葉ヶ丘9-2 TEL.045-263-2567

入場無料

**プログラム**

**第1部**  
**基調講演**  
**土地境界問題と調査士会型ADR**  
講師 九州大学大学院法学研究院教授 レビン小林久子氏  
**座談会**  
**境界問題解決制度を考える**

**第2部**  
**講演**  
**筆界特定制度の現状と展望**  
講師 元東京法務局長 資金敏明氏

主催: 神奈川県土地家屋調査士会 <http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>  
横浜市西区楠町18番地 TEL.045-312-1177  
後援: 横浜地方法務局、横浜弁護士会

**同時開催 境界問題無料相談会**  
土地境界や表示登記に関するお悩みに  
土地家屋調査士と弁護士がお答えします。  
図面や資料があれば持参してください。  
受付時間 10:00~12:00 (当日申込先着順)

京急 日ノ出町駅  
戸部1丁目バス停  
紅葉坂  
音楽通り  
市営地下鉄桜木町駅  
JR桜木町駅  
神奈川県立音楽堂  
みなとみらい  
横浜

JR・市営地下鉄「桜木町」駅から徒歩10分 京浜急行「日ノ出町」駅から徒歩10分

**二宮金次郎を探せ! キャンペーン開催中!**  
神奈川県土地家屋調査士会で実施中。詳しくはHPへ ▶ <http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>

県内に二宮金次郎はいくつあるのか?  
皆様からの情報をお待ちしております。

公開講座 チラシ

# 広報最前線

## 大分

### 金はなくても知恵を出せ

#### はじめに

広報部長の重責もようやく一年が過ぎ、ほっとしていると同時に、去年できなかったことや新しい活動で頭がいっぱいな日々。いつも当欄で他会を参考にさせていただいていましたが、今回は我が大分会の活動を紹介させていただきます。

#### 麻田剛立のこと

享保19年(1734年)2月6日、豊後國杵築藩(現在の<sup>あさだごう</sup>大分県杵築市)で藩医の家に生まれた麻田剛立(綾部妥彰)は、幼少から天体に興味を持ち、独学で天文学と医学を学びました。藩医として勤める傍ら、曆に記されていない宝暦13年9月1日の日食を予言するなど、天文学、曆学の学究心断ちがたく、安永元年(1772年)に脱藩した後、大阪に出、医業を営みながら天体観測などの研究を重ね、天文学・曆学の大家として名をはせました。高橋至時、間重富、西村太沖、山片蟠桃といった優秀な弟子を輩出、幕府天文方の高橋、間の両名は伊能忠敬の指導者として、その測量、地図作製を支えました。ここ大分の地から地図作製の偉大な先達を輩出したことは、郷土の、また、地図に携わる土地家屋調査士としても大きな誇りです。先人

の功績を汚さぬよう、日々研鑽を重ねて社会の付託に応えるべく、全会員が一丸となって努力しなければと思いを新たにするところです。

#### 大分会

大分会は、4月1日現在、会員数191名、県下10支部を擁しています。全国の土地家屋調査士会の中では、ほぼ平均的な規模ではないかと思えます。大分県の県民性を語るとき必ず出てくるのが「小藩分立」という言葉です。太閤秀吉により領地が細分化され、熊本、島原、延岡など他国の飛び地や宇佐宮神領なども含め明治維新まで小藩分立の時代が長く続き、郷土意識が薄い、個人主義で協調性に乏しい、排他的、利己的、協調性を欠く、と評されているそうです。猫の恩知らずな性格になぞらえて「赤猫根性」という言葉で語られたりもします。当たっているような気もしますが裏返せば、大勢に流されず、言うべき事は言う、良い意味でのKYな気質ともいえると思います。武光 誠著「県民性の日本地図」には、「淡白で何事も受入れる柔軟性を持つ」とされ、キリシタン大名の大友宗麟が手掛けた南蛮貿易や麻田剛立など、進取の精神に富むというところも長所ではないでしょうか。

#### 大分会の広報活動

大分会の予算規模は大きくなく、思い切った広報活動もできていないところです。(予算のせいになると怒られそうですが。)

主な活動内容は

制度広報として

- ・「法の日」登記無料相談会
- ・経緯度標の寄贈事業および出前授業
- ・新聞広告など

内部広報及び情報公開として

- ・会報「大分の標」発行
- ・ホームページ運営

といったところが柱になっています。

#### 法の日 登記無料相談会

法の日を記念し、毎年、10月1日の前後、各支所で無料相談会を開催しています。

他聞に漏れず、相談者数の少なさに頭を悩ませております。

PR方法は、一週間ほど前に新聞広告を打つほか、各支所で市報



無料相談会風景

等に告知して貰ったりしていますが、公民館等の予約が月初めだったりして、市報の原稿締切に間に合わない、等の事例も見受けます。また、過去にはローカルTV局、FM局にニュースとして取り上げてもらったりもしています。相談者像は、50代以上の無職、男女比は6対4で、新聞広告で相談会を知り、境界問題の相談に訪れた、といったところです。

相談会は弁護士会と司法書士会が、毎週無料相談会を実施しており(一部有料)、夕刊にお知らせが掲載されているのを度々目にし、PR効果を感じておりました。

大分会も今秋、「境界センター おおいた」を設立予定であり、事前の受付面談は無料としています。公共性の観点から記事として取り上げてもらえるよう、働きかけていこうと思っています。

### 経緯度標贈呈事業

平成19年度から、他会の事例を参考にして県下の小中学校に経緯度標の設置・贈呈事業を行っています。現在までに4つの小中学校に寄贈しました。

広報部員によりGPS観測し、黒御影石の台座に真鍮鋳、銘板を設置し贈呈しています。

生徒会役員への贈呈式を行い、



経緯度標



経緯度標贈呈式

地方紙や地元ケーブルテレビ等の取材を受けました。

今年度の実施校は杵築中学校であり、前述の麻田剛立の出身地ということで感慨深いものがありました。今後も県内の地域バランスを考え、寄贈を進める予定にしております。

### 出前授業(ゲストティーチャー)

これも同様に、平成19年度から小中学校に赴き、土地家屋調査士の話、地図の話、測量の話を講義させていただきました。今、全国的に寄付講座の動きが活発であり、若い世代に土地家屋調査士をアピールすることが重要であると認識しています。この事業はこれからも継続的に行いたいと思っています。講義内容のマニュアル化や、対象校(小・中・高)の選定などがこれからの検討課題であると思います。



小学校の体育館で測量の話



大分会会報「大分の標」

### 会報「大分の標」

年2回、300部発行し、会員、協賛企業その他、法務局の各支局、出張所にも送っていますが、今後、官公庁のロビーや図書館等市民の目に触れる場所へも配布を考えているところです。現在、その一部を一般向け、紙面に載せきれなかった部分を本会ホームページの会員専用ページにて公開していますが、経費節減の意味も含め、ホームページ上での発行も検討しています。会員全員がインターネットにアクセスできる環境が整っているわけではないので、全員に伝達する必要のある情報は紙で、速報性のあるニュースは、ネットで伝達という形が現状ではベストかなと思っています。

### ホームページ運営

平成14年に会員有志の協力により、大分会のホームページが立ち上がりました。以後、マイナーチェンジを経て、運営委員により直接編集を行い、現在に至っております。一日約40アクセスありますが、その半分は初めての訪問者です。近年、お客さんが会ホームページの名簿欄をプリントアウト



本会ホームページ TOP



経緯度標設置作業



経緯度標贈呈式

トされているのを見かけるようになり、ネット環境の普及を強く意識させられています。会員名簿等の閲覧をうかがわせるキーワードで検索される例が多くなってきており、一般ユーザーへのアピール、土地家屋調査士の知名度アップのために有効活用したいと思えます。一方で会員への情報伝達やファイルの共有に、これほど適したメディアはありませんので、会員専用ページを充実させ会内部での利用頻度も高めていきたいと思っています。アクセスを増やすためには更新頻度のアップが一番有効であることを自身の経験からも感じており、運営委員の連携により、一般、会員共に有効な情報をどれだけ多く発信していけるかが重要であると思っています。

### 今後の広報活動

今秋、遅まきながら我が会もADRセンターの設立を予定しており、ただいま設立準備に追われているところです。今まで年に一

度の無料相談以外に、これといったセールスポイントがなかったところ、有力なPRのツールとして使えるものと期待をしています。今年度の広報部予算はセンターの設立PRが大きく、いくつかの活動はいったん休止せざるを得ませんが、経緯度標贈呈は全県下にバランスよく配置するまで、また、出前授業はこれからも継続して行っていきたくと思っています。広報アイテムの開発を前年度から引き続き検討課題としておりますが、まだ実現しておりません。他会の事例を参考にオリジナリティーのあるものを考えていきたいと思っています。新聞広告は効果もある程度計算できますが、費用も高いためなかなか頻繁に出せません。ADRセンターや無料相談のポスターを官公庁のロビーに掲出させていただいたり、町内会の回覧板にチラシを挟んでももらえれば、効果が期待できるのではないかと考えています。

### 最後に

会務に疎い新人理事が大役を仰せつかって一年が過ぎました。以前は広報部員として責任も感じずのほほとやっておりましたが、最近では、新聞を読めば広告欄を見積もり、電車、バスでは車内広告の募集金額を計算し、と広報を常に意識するようになりました。1年目は勝手に分からず十分な活動ができず苦しい思いでしたが、役員、広報部員、支部の会員各位に支えられて何とか一年を終えることができました。なかなか他会のみなさんに胸を張って誇れるような活動ができておらず、こちらが参考にさせてもらってばかりですが、2年目は「金はなくても知恵を出せ」をモットーに一生懸命広報していきたいと思っています。

大分県土地家屋調査士会  
広報部長 和哥山 透  
担当副会長 松永建比古

## 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

＊＊ 予 告 ＊＊

### 平成の「伊能忠敬」とは…

土地に対する個人の権利がほぼ確立された現代にあって、土地の境界という地籍情報を現地復元できる法第14条地図の作成は国家の基本情報の整備であり、行政戦略の基礎ともなるものといえます。いわゆる公図(旧土地台帳附属地図)に描画された線は、原始筆界として不変のまま現在も「生きて」いますが、この線は容易に現地に復元ができかねる場合が多々あり、このことが様々な方面で弊害を生んでいることは否めません。この公図を現地復元可能な地図として再生し、登記所に備付ける作業は、官民一致協力して取組まねばならない国家プロジェクトとなっております。

さて、伊能忠敬による「伊能図」の作製も、江戸時代後期、異国の侵出から国を護るための国家事業として行われたものでした。表示登記制度50年、土地家屋調査士制度制定60周年を迎えた平成の世、国土の有効利用のため、また国民の財産の保全のため、地籍調査、法務局作成を問わず登記所備付地図——法第14条地図の作成に黙々と携わる人々は、いわば現代の「伊能忠敬」ともいえるのではないのでしょうか。

### 連載でとりあげる事柄

この連載では年間を通して、そういった全国の『平成の伊能忠敬』たちの登記所備付地図作成作業と国調地籍調査への様々な取組みを紹介するとともに、官界、学界の知見豊かな方々からも寄稿をいただく予定であります。

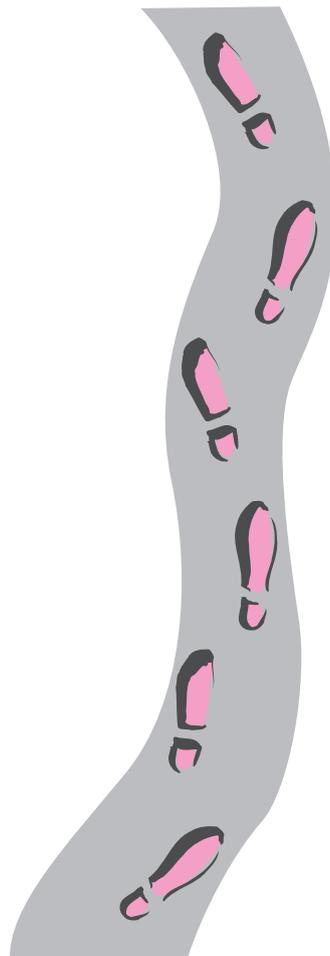
本シリーズは次号6月号(No.641)からスタートし、来年の4月号(No.651)まで続く、集中連載です。第1回、前法務省民事局民事第二課補佐官 前田幸保氏による「登記所備付地図作成作業」についての寄稿に始まり、第2回(7月号(No.642))からは登記所備付地図作成作業の実績のある県のレポートに、連合会社会事業部による連合会の取組みについての記事を織り交ぜて、順次第5回(10月号(No.645))まで紹介していきます。シリーズの後半、第6回(11月号(No.646))からは、登記所備付地図の最大の供給源である国調

地籍調査にスポットを当てて、全国の現場からの取組みの報告のほか、国土交通省、国土調査のあり方に関する検討小委員会委員、当連合会の専務理事からの寄稿も予定しています。

このように様々な視点から法第14条地図を論じることによって、会員のみなさんのみならず、関連する各界への情報と意見の発信をしたいと考えております。

次号からの新連載、「平成の『伊能忠敬』たち～地図が蘇る～」、ご期待ください。

(広報部)



## 新潟県土地家屋調査士会事務局

新潟会の会館は人口約81万人の新潟市にあり、平成20年1月にマンションの3階(100余坪)を取得し、建物の区分所有者となって同年3月に移転しました。会館としては4番目で、移転前は新潟県庁前のビル1階部分を借りて事務を行っていましたが、万代シティと並んで商業の中心地である古町に移りました。新潟市は平成17年3月、近隣の12市町村と合併し、さらに10月には巻町と合併して、平成19年4月1日、日本海側で初めて政令指定都市に移行し、新たな都市づくりをはじめています。

新潟県の総人口は約240万人で、全国総人口の約1.9%を占め、全国第14位となっています。また、新潟県は、日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、東側に連なる朝日山地、飯豊山地、越後山脈並びに西側に発達する西頸城山地及び白馬山地の山々に囲まれ、これらの山岳に源を発する信濃川、阿賀野川の流域に日本海沿岸随一の広大な越後平野が広がっており、佐渡島や粟島を有しています。気候・風土は、おおむね阿賀野川を境として、以南は北陸型、以北は東北型に入ります。面積は約12,600 km<sup>2</sup>あり、日本の総人口の約3分の2が居住するDID地区の面積とほぼ同じで、全国第5位の広さです。越後の海岸線は約330 kmと非常に長く、単調で砂丘の発達している所が多いですが、この海岸線の長さは新潟駅から東京駅までの新幹線乗車距離に匹敵し、北東から南西に広がる新潟県の長さを端的に物語っています。佐渡は周囲約280 kmで、北に金北山を主峰とする大佐渡山地、南は小佐渡山地が並行して走り中央部に国中平野が広がっています。

食べ物などは、米や清酒に加え、魚介類も新鮮で山の幸もあり、まさに「食」の宝庫です。自然も豊かで、全国で3番目に多い温泉地の数も魅力です。佐渡の朱鷺も色々話題になっていますが、去年は、新潟市西区の新潟大学近くに、佐渡から飛来した固体番号13の朱鷺が一時期住みつき、新潟大学が「飛翔カズミ」と命名して「特別飛来学生証」を交付し、大勢の見学者で賑わいました。会員が撮影した朱鷺の雄姿を新潟会のホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。その後、カズミちゃんは3月22日に佐渡に帰ったことが確認されています。

昨年のNHK大河ドラマ「天地人」が記憶に新しいところですが、上杉景勝と直江兼続が幼少の頃に過ごした雲洞庵の第45代住職、新井石龍禅師の書が会にあります。これは昭和49年に2番目の会館を竣工した際に、新井石龍禅師と親交のあった当時の清野力会長が依頼して書いていただき、同会長から寄贈されたものだそうです。事務局職員の集合写真の後ろに写っている「克調正測」と書かれている書がそれで、作者名は「雲洞石龍」となっています。

会員数は年々減少していて、この4月1日現在、9支部で調査士会員372名、法人会員2法人となっており、平成22年度の予算は約7,100万円という状況です。事務局職員は写真左から、相馬、大矢、斉藤、細貝の4名体制で事務処理に勤しんでいます。



調査士会館



事務局職員



執務風景



会議室 兼 研修室

新潟県土地家屋調査士会連絡先

〒951-8068

新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5

三好マンション鏡橋3階

TEL : 025-378-5005 FAX : 025-225-5678

URL : <http://www.nk.rim.or.jp/~nii-cho/>

E-mail : [nii-cho@nk.rim.or.jp](mailto:nii-cho@nk.rim.or.jp)

## 沖縄県土地家屋調査士会事務局

沖縄県は、多くの島々からなる日本唯一の亜熱帯地域として特有の自然環境に恵まれ、また地域性を生かし、アジアの国々との交流を通して培われてきた伝統工芸、芸能、祭祀などの多彩な文化は以前からの沖縄観光のアピールポイントでありました。

上記に加えて最近では、沖縄県を取り上げたTV番組の放送が多くなってきていること、芸能界(安室奈美恵・仲間由紀恵・ガレッジセールなど)や、スポーツ界(宮里藍など)での多くの県出身者が飛躍的活躍していることが沖縄県への注目を集め、新たな観光アピールに繋がっているようです。

こうした一方で、全国一高い失業率や米軍基地の存在など、解決しなければならない多くの問題も抱えていることも皆さんご承知のことと思います。

平成22年度は、沖縄県も沖縄会も熱くなりそうです。沖縄県では興南高校野球部の選抜優勝に始まり、美ら島総体(沖縄初のインターハイ)や県知事選があります。沖縄会では九州ブロック協議会の当番会にあたり、平成22年度事業を成功させるため役員・事務局ともに協議を重ね準備に励んでいます。

会館是那覇市の歓楽街(国際通り)と官庁街(沖縄県庁・那覇地方法務局)に徒歩数分で行ける便利な環境地の一角にあるマンション内の4階部分に入居しており、「おきなわ境界問題相談センター」も同階に構えています。

また、同マンションの3階部分には沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会も入居しており、両会とも常に連絡を取り合いながら事務処理がスムーズに行えるよう協力しています。

沖縄会会員数は、現在191名で法人会員はありません。県内7支部に分かれて構成されています。会員の最高年齢は90歳、最少年齢は28歳、女性会員は7名が所属して業務に励んでいます。

事務局は、知念事務局長と上原職員の2人が会と会員のために日々頑張っており、両職員には当会会員一同、期待と感謝の気持ちでいっぱいです。

他会の皆様も沖縄に来られる際には、お気軽に沖縄会までめんそーれ。



会議室



外観



会長室 兼 応接室



事務局職員

### (職員紹介)

(知念 正樹)・バスケとお祭り参加が大好き！  
オリオンビールをこよなく愛する沖縄会の体育会系ムードメーカー

(上原 世子)・テニスで全身筋肉痛！  
ソーメンチャンプルーをこよなく愛する沖縄会の縁の下の力持ち

沖縄県土地家屋調査士会連絡先

〒900-0021

那覇市泉崎2丁目1番地4

大建ハーバービューマンション401

TEL : 098-834-7599 FAX : 098-854-8131

URL : <http://www.okinawa-chosashi.ecnet.jp>

E-mail : [otkc000@chive.ocn.ne.jp](mailto:otkc000@chive.ocn.ne.jp)

会長  
レポート

3月16日～4月15日

## 3月16日

## 保岡興治・前議員連盟会長 来会

保岡興治・自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟前会長(前衆議院議員)が近況報告に来会され意見交換。

## 17日

## 公明党 国土交通部会からのヒアリング

今国会に上程中の国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案の審議を控え、公明党国土交通部会(竹内譲委員長)からヒアリングの要請があり、各副会長・専務理事・常務理事・社会事業部長とともに出席。過年度来、日調連からも委員を派遣して検討が重ねられてきた第6次国土調査事業十箇年計画策定に必要な関連法令の改正作業であるが、新たに国土調査事業として国の機関または都道府県が行う基本調査の範囲を、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量(このために必要な基準点測量を含む。)等に定義を拡大すること、一定の要件に該当する法人に国土調査に係る調査・測量等を委託することができるものとする、及び関連する条文の新設・改正を骨子としている。土地家屋調査士によって構成する団体・法人がその対象として検討いただくよう要望する旨の文書を提出し、竹内委員長他、国会議員の先生方と意見交換させていただいた。

## 21日

土地家屋調査士特別研修の兵庫会場を訪問。兵庫県・滋賀会の受講者の皆さんが担当される弁護士から熱心に講義を受けていた。

午後 神戸松蔭女子大学キャンパスで開催されている兵庫県震災復興研究所主催のシンポジウムに出席し、地震災害や水害被災地からの生の報告をお聞きし、勉強。

## 24日

筆界特定と土地家屋調査士会 ADR の連携  
制度制定 60 周年事業準備委員会

昨年から法務省と日調連の各担当者間で検討が重ねられてきた「筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR の連携に関する研究」は両者によって積み上げられた議論のとりまとめ段階に入っていることから法務省会議室で最終的な調整の会議が開催された。法務省民事局からは小野瀬 厚・民事第二課長、沢村智子局付検事、小宮山秀史・地図企画官他が、日調連からは正副会長、小林庄次・日調連 ADR センター委員長他が出席。あらかじめ提出されたとりまとめ文書案をたたき台に逐条検討し、最終的な調整を行った。法務省と土地家屋調査士会のそれぞれの今後の取り組みについて日程調整も行われた。行政型 ADR ともいえる筆界特定制度と民間型 ADR である土地家屋調査士会 ADR が緊密かつ、より効果的な連携システムを構築することで、依頼者や関係者の安心度や利便性が高まり、両制度にとってもその長所がより発揮できるものと期待できることになると自負している。

午後 土地家屋調査士制度制定 60 周年記念事業準備委員会に出席し、記念式典・シンポジウム、広報活動の一環として関係者と協議中のテレビドラマ化の検討を含め、多岐にわたる事業の進捗状況等について確認の後、協議を行う。

その後、国民新党本部から園田徳明顧問が来会され、国会関係のお話などをお伺いし、意見交換させていただいた。

## 25日

## 全国江田五月会シンポジウム &amp; 交流会

参議院議長の江田五月先生が主宰する全国江田五月会シンポジウム & 交流会が都内のホテルで開催され出席。「The 討論 21世紀日本の選択」をテーマに、シンポジウムは佐々木毅・元東京大学総長他により進められたが、国政や社会問題の各般にわたり議論が展開され、勉強させていただいた。

## 26日

### 衆議院国土交通委員会 傍聴

午前9時から衆議院国土交通委員会が開催されている国会・委員会室で志野副会長、瀬口専務他の役員と一緒に付議されている国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案の審議を傍聴。質問席の与野党の委員、前原国土交通大臣ほか政府三役の方々からいずれも、第6次国土調査事業十箇年計画を策定すること、一定の要件を備えた民間団体への地籍調査の実施を委託することを可能とすること、その際には土地家屋調査士の専門性や知識経験の活用をも図ること等、この法律への期待が語られた。委員会は全会一致で法案を可決承認した。

## 30日

### 辻 恵 衆議院議員「21世紀 Forum in Tokyo」

民主党副幹事長の辻恵衆議院議員が主宰する政策研究会「21世紀 Forum in Tokyo」が都内のホテルで開催され出席。この日はジャーナリストとしてテレビ等でも活躍されている上杉隆氏による国会や内閣の記者会見についての興味深いお話をお聞きすることができた。

## 31日

### 参議院国土交通委員会 傍聴

#### 国民新党・下地国対委員長 来会

午前大星・志野・竹内の各副会長と共に、国土調査法等の一部を改正する法律案の参議院における審議を傍聴。新法の運用に関する質疑が行われたが、先日の衆議院の委員会における審議と同様、土地家屋調査士等の活用を図ることが新しい法律の運用にとって有用であることが質問席の委員、答弁席の政府三役からそれぞれ語られた。改正法案はこの日の本会議に上程され可決成立。

午後 国民新党から下地幹郎・国会対策委員長が来会された。各副会長・専務・常務と一緒に政策要望を含め、意見交換させていただいたが、下地委員長からは国会運営に関する現場のお話など、国政に関する多方面にわたるお話を伺い、勉強になった。

その後、正副会長会議を開催し、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に関する進捗の確認と各事業についての正副会長間の意見調整をする。

## 4月1日

### 森田久稔氏 葬儀

#### 小宮山地図企画官ほか来会

埼玉土地家屋調査士会名誉会長であり、私とは連合会の同僚役員として机を並べた森田久稔氏が逝去された。この日、県下・みずほ台駅近くの葬儀場で葬儀が執り行われ、竹内・関根両副会長と共に参列。まだ67歳と、身も心もお若い森田氏の早すぎる旅立ちに言葉もない思い。

富士見市長他参列者からは異口同音に、生前の氏の精力的な活躍、特に土地家屋調査士会におけるご尽力のほか、地域社会への貢献の深さへの感謝が述べられた。合掌。

この日の人事異動により大阪法務局民事行政部長に栄転される法務省民事局民事第二課・小宮山秀史地図企画官と、秋田地方法務局総務課長に栄転される前田幸保・同課補佐官が転勤挨拶に来会された。ともに三年間にわたって表示登記制度の充実に大きな手腕を発揮されるとともに、土地家屋調査士制度万般にわたってご理解とご支援を頂いた方。これまでのご尽力にお礼を申し上げるとともに、新任地での活躍・ご健勝を願っていることなどお話しさせていただいた。

また、民事局民事第二課担当の局付検事としてご指導いただいた沢村智子氏が東京地方裁判所判事として転出されるにあたり、転勤あいさつに来会された。沢村局付には表示に関する登記と土地家屋調査士制度の運用に関する全般、特にADRと筆界特定制度の連携についての検討はじめ、多くの課題についてご指導いただいた。

## 6日

### 参議院議長公邸へ

江田五月参議院議長にご招待いただき各副会長、専務・常務ともに議長公邸を訪問させていただいた。国会内外で展開される緊張のやりとりと違って桜の花が満開の公邸庭園は穏やかな春そのもの

---

の。江田議長には日調連の各種公式会合に欠かさずご出席いただいております、お礼と、引き続きのご指導・ご支援方をお願いさせていただいた。

## 7日

### 第1回正副会長会議

午後から開催予定の常任理事会に付議する議題等について意見調整。

## 7～8日

### 第1回常任理事会

新年度第1回目の常任理事会を開催。毎回の常任理事会と理事会で挨拶をかねて「会長指示」として、何ページかになる私の思いやその時々のお願いを記した文書を会議冒頭に読み上げることにしている。今回は国土調査法等の改正に関し、担当役員の実績に感謝の意を表するとともに、21年度事業の再点検と新年度事業計画及び予算の絞り込みについてお願いをした。議事ではテレビドラマについての交渉の進捗状況の報告を含め制度制定60周年記念事業に関し実行委員会を組成することや6月開催の定時総会に提案する議題等の詰めを行ったほか、土地家屋調査士CPDに係る認定基準の改定等、多くの議題を協議。

## 8日

### 保岡興治・前議員モーニングセミナー

#### 宇都宮日弁連会長 訪問

#### 民主党副幹事長 訪問

早朝から保岡興治・前衆議院議員の主宰するモーニングセミナーが都内のホテルで開催され出席し勉強。この日の講師は竹中平蔵・元総務大臣で、日本国と日本経済について、「変化こそ唯一の進化」と現政権批判を交えて熱弁をふるわれた。竹

中先生が著名な経済学者であることを改めて再認識するとともに、ものの見方・考え方の多様性について勉強させていただいた。

午後 各副会長、専務・常務と共に霞が関の弁護士会館に宇都宮健児・日弁連会長を表敬訪問。宇都宮会長は消費者金融問題や貧困対策等の世論をリードされている方で同じく新任の海渡雄一事務総長も同席いただき法律関連専門職団体として今後とも連携をさせていただくことで意見が一致。

その後、国会内の民主党副幹事長室に辻 恵・法務関係担当副幹事長と面会。予てより文書提出している日調連からの政策要望について詳細説明をさせていただいた。辻副幹事長のほか同党の大西孝典衆議院議員からもヒアリングを受けた。各副会長、全調政連の加藤幹事長、小沢副幹事長同席。

## 12日

### 白井日出男・前衆議院議員叙勲祝賀会

元法務大臣としてご指導いただいた白井日出男・前衆議院議員におかれては、昨秋の叙勲に際し旭日大綬章受章の栄に浴された。この日は都内のホテルで受章祝賀会が開催されお招きいただき参席させていただいた。

## 15日

### 日弁連・新役員就任披露会

弁護士会館で日本弁護士連合会の新役員就任披露会が開催されお招きいただき出席。宇都宮新会長から第二の司法改革をスタートさせると力強い挨拶があった。各弁護士会から選任された副会長ほか役員の方々と名刺交換させていただく。



## 全国土地家屋調査士政治連盟

# 第10回定時大会を開催

平成22年3月15日(月)午後1時から、『都市センターホテル』(東京都千代田区平河町)において、全国土地家屋調査士政治連盟の第10回定時大会を開催した。定時大会終了後の懇親会には、千葉景子法務大臣をはじめ多くの国会議員が出席された。



今定時大会は、現執行部が執行する初めての大会で、一年間の成果が問われるため、待野全調政連会長を始めとする執行部全員が些か緊張した大会であった。

大会は乗川副会長の司会で進められ、先ず、松田副会長が開会の言葉を述べ、次に、待野会長が挨拶を行った。その挨拶の中で『政治連盟はその目的を達成するための活動の第一歩として選挙運動の支援活動を展開しなければならない』と、政治連盟としての使命を語った。

次に、来賓として、松岡直武日調連会長、鈴木洋美全公連会長が挨拶を述べられた。その挨拶で松岡会長は『設立後10年目になる全調政連は歴史を積み重ね、選挙を通じ、多くの議員の方々から高く評価されている』と語り、連合会、各土地家屋調査士会、政治連盟が一体となり、将来を見据え、効果的な連携体制を構築し、土地家屋調査士制度の将来が実のあるものになることを祈念すると結んだ。また、鈴木会長は、会員のため、国民のために、日調連・全調政連・全公連が三位一体となり、土地家屋調査士制度を守ることが重要と語った。

その後、南木函館調政連会長が議長に選ばれ、定時大会が進められた。

平成21年度の活動報告は、総務委員長、制度対策委員長、組織強化委員長も行った。その中で、今大会に提案されている、諸規程の見直しに関しての委員会での検討・審議を齋藤総務委員長が説明した。執行部の説明に対して、加古滋賀調政連会長から、財政状況の厳しい中、政治家のパーティー等に多数回出席していると指摘があり、その実態の提示を求めた。また、諸規程の見直しに対しての必要性及びその経緯を尋ねた。

議事に入り、財政状況について、瀧野会計責任者が実情を説明した。和田大阪調政連会長から、政治家のパーティーに多額な金額が歳出されているが、その資金を内部の運営に充てるべきだと示し、執行部指針を求めた。

続いて、待野会長が実情と経過を説明した上で、今後、内部で検討し、財政健全化に務めると答弁した。その他、小室茨城調政連会長、瀧愛知調政連幹事長、中村香川調政連会長、横山釧路調政連幹事長、市川東京調政連会長、佐々木秋田調政連会長、高橋



全調政連 待野貞雄会長



日調連 松岡直武会長



全公連 鈴木洋美会長

新潟調政連会長、森岐阜調政連会長からも質問、意見が述べられた。諸規程の見直しに関して、規約の一部改正、役員選任規則の一部改正、会費規則の一部改正については、今後一年間検討して再提案することを取り下げた。最後に『大会決議』が待野会長から示され、採択された。この『大会決議』は過去の大会では行われておらず、全調政連に新しい風が吹い

た感じであった。

その後、午後6時30分から懇親会を開催。千葉景子法務大臣をはじめとし、多くの来賓の方々に出席いただき激励の言葉を賜りました。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟  
幹事長 加藤秀治



千葉景子法務大臣



加藤公一法務副大臣



民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟  
前田武志会長



自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟  
塩崎恭久幹事長



公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会  
漆原良夫会長



高嶋良充民主党筆頭副幹事長



山口那津男公明党代表

# LOOK NOW

## 参議院議長公邸 表敬訪問

平成22年4月6日(火)、松岡会長から、江田五月参議院議長に直接土地家屋調査士制度制定60周年記念式典の御案内をするため、会長以下9名で参議院議長公邸を表敬訪問し、議長と面談をいたしました。

議長公邸内部に足を踏み入れることは、そう簡単には叶わないことですが、志野副会長の旧知のお

知り合いのご紹介もあって実現しました。

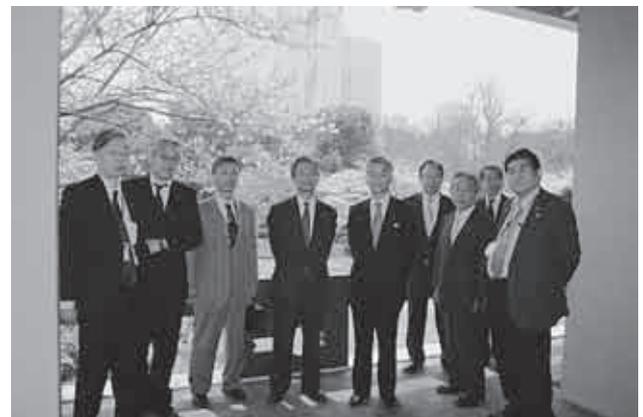
江田議長におかれては、大変多忙な折、スケジュールを調整していただいたことは、感謝に堪えません。

懇談の中で、江田議長は、議会制民主主義における議会運営の大切さについて情熱を込めて語られ、また、議長自ら執務室や公邸

の庭を案内していただきました。

今年の桜の開花は平年より早かったものの、庭の桜も満開で、一同、ここち良いひとときをすごすことができました。

日本土地家屋調査士会連合会  
副会長 大星正嗣

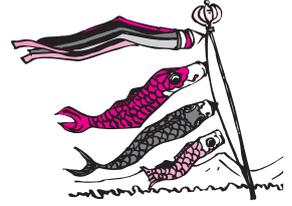


### [公邸の訪問者]

松岡会長、大星副会長、志野副会長、竹内副会長、瀬口専務理事、竹谷常務理事、  
横山制度対策本部特命副本部長、高山岡山会会長、待野全調政連会長

# ちようさし俳壇

第300回



雑詠 水上陽三選

つちふる  
水上陽三  
蝌蚪の紐うち重なりぬ池の芯  
つちふるや風音映す向う山  
全円の白き太陽つちふれり  
介山の墓に椿の首二つ  
雑木山に花浮く里に遅れじと

岐 阜 堀越貞有

やすやすと嘘など言へず万愚節  
しゃぼん玉いつしか大きき競ひあひ  
玉砂利の音の春呼ぶ伊勢まうで  
清濁を併せて飲めず春嵐  
金色の信長像や風光る

愛 知 清水正明

鵜足貝の居眠りしたる忘れ潮  
樟若葉信長塀は猫の道  
棧の残る石垣躑躅咲く  
故郷は早寝早起き桐の花  
手を握る道祖神の背に春の雨

東 京 黒沢利久

声掛けてゆきしひとあり花の雨  
青空の花花花の上野山  
夜桜や船の灯りを遠く見て  
花散るや芭蕉の肩に曾良の背に  
花のなか恋を語りし妻ありき

茨 城 島田 操

春分や開く去年の農日記  
天を突く耀歌の山や春うらら  
里帰り土産に包む草の餅  
囀りを聞く愉しさよ朝散歩  
墓参り父の形見の春コート

埼 玉 井上晃一

受験子の合格通知抱き寝せり  
桜狩り留守守る犬に見送られ  
花の宴声掛けて行くパトロール  
神の池亀の操る花筏  
花守に一期一会の会話あり

今月の作品から

堀越貞有

やすやすと嘘など言へず万愚節  
万愚節は、四月一日で四月馬鹿とも言わ  
れる。ヨーロッパ起源の風習で日本には大  
正年間に伝わったと言われる。この日は嘘  
をついても許され、エイプリルフールなど  
と言われる。何か嘘を言つて彼を驚かして  
やろうなどと、いろいろ嘘を考えてみても  
高尚な嘘は簡単には浮かばないとつくづく  
考え込んでしまったのである。

清水正明

鵜足貝の居眠りしたる忘れ潮  
鵜足貝(ウノアシ)とは、あまり聞いたこ  
とのない貝であるが、作者が季語ととらえ  
ているので同意することとする。忘れ潮は、

海水の満潮の時岩の窪みなどに溜まった潮  
が、干潮になつても残っている潮のこと、  
春潮の性格を知っているように泰然自若と  
して忘れ潮の傍らの岩にへばりついている  
ウノアシは、あたかも居眠りしているよう  
だといふのである。大景に連なるのどかな  
荒磯の景色である。

黒沢利久

声掛けてゆきしひとあり花の雨

とくに珍しい事でもなく日常的な茶飯事  
に発想した一句である。作者も傘を差して  
雨に打たれる花を惜しんで散策しているの  
であろうか。背後から誰か近づいて来たと  
思ったら「生憎の雨ですね」とか何とか声を  
掛けて行つてしまったのである。何処と言  
う場所の指定もないので、花の状態も人出  
の状況も全く分からないから、自分自身に  
引き寄せて勝手に想像しながら觀賞して楽  
しめば良い。

島田 操

春分や開く去年の農日記

作者は、業務の合間にご夫人とともに農  
業を楽しんでおられる。しかも、大変几帳  
面な方であられるので丁寧に農日記も書か  
れている。最近気象的な異変はあつても、  
自然の推移は大筋において毎年変らないの  
で、野菜の種蒔きなどは旬を違えぬように  
去年の日記を読み返しているのである。た  
またま遅霜など警鐘にも心しながら、彼岸  
の中日を過しているのである。

## 札幌会

### 「土地家屋調査士の本人確認に関する一考」

札幌北支部 木村孝雄



『土地家屋調査士さっぽろ』第228号

この論考は、平成21年10月2日に札幌土地家屋調査士会が行なった研修会の内容を圧縮し、読物として整理したものです。

#### 1. 本人確認の必要性

さて、土地家屋調査士が依頼者から委任状をもらうということは、正に委任契約を交わしたということになります。そこで、民法の第643条委任の条文を見ますと、「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承認することによって、その効力を生ずる。」と規定されています。契約は相手方本人と契約すべきものとしているのが分かります。また、民法第113条では、本人に無断で契約してもその効力は本人に及ばないし、本人が追認しない限り無効であると規定しています。これにより、代理契約は別にして、契約は本人と交わさなければ効力を生じないことが分かります。契約は本人と交わす必要があるというのであれば、契約の相手方が本人であることの確認も必要ですが、民法に契約は本人とせよとの直接的な規定が無い以上、本人確認に関する規定もなければ、本人確認の方法に関する規定も当然ありま

せん。われわれ土地家屋調査士の会則・規則にも何ら規定はありません。法は、至極当然なことはあえて規定化しないものなのでしょう。また、懲戒事例を見てゆきますと、法務局は、委任契約を交わす際に原則本人と会わずに契約することは有りえない、と考えているようです。

では、どのようにして本人確認を行えば良いのでしょうか。唯一、平成20年3月に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)」に本人確認の方法に関する規定があります。この本人確認の方法を土地家屋調査士サイドから検討するのが今日のテーマです。

#### 2. 業務範囲の拡大と責任

ところで、われわれ土地家屋調査士は、委任契約を端緒として業務を開始します。そこで、委任に関する義務をみとめることにします。民法代644条「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務(登記申請事務)を処理する義務を負う。」つまり、委任の本旨に沿わない仕事をした場合には債務不履行責任が発生するという事です。これ

が、受任者の責任の中心ですが、われわれの責任はそれだけなのでしょう。不法行為責任は勿論のこと、最近専門家責任が特に求められるようになってきました。専門家の責任は、不動産価格の上昇、国民の権利意識の高揚、資格者の社会的地位の上昇などで、しだいに重くなってきております。また、度重なる法改正によっても責任が加重されてきております。ADRの代理権、筆界特定の代理権、本人確認情報の作成権限の付与などにより、当然責任も重くなってきていると思われま。権限と責任は表裏の関係にあるからです。

実は、登記事件において、司法書士が登記義務者の成りすましを見破れなかったなど、司法書士が本人確認をキチンとしなかったことにより責任を問われている判例は多々あります。しかし、土地家屋調査士が本人確認に関して責任を問われたケース・判例はあまりないと思われま。司法書士の責任が問われているケースの判例の変遷を見てゆき、その中でわれわれ調査士に関係する部分を抽出して検討することといたします。

昭和53年司法書士法改正以前の判例の考え方によれば、「司法書士は、本人により確定・完成さ

れた意思を书面化し、登記所に提出するのみである。」とか「物権変動の意思形成は本人が行なう問題であって、司法書士は立ち入ってはならない業務範囲外の事項である。」「司法書士は書類を本人に代わって作成し、登記所に提出するのみである。」など司法書士は代書人と考えられてきました。

しかし、昭和53年改正以降の判例をみると、昭和63年5月25日大阪地裁判決で「司法書士は準法律家である。単に形式的な審査だけでなく、登記手続きに関連する限度で実体関係に立ち入る義務がある。法律上、取引上の常識を説明・助言することにより、当事者の登記意思を実質的に確認する義務を負う。」とあり、さらに平成9年9月17日大阪地裁判決では「司法書士は虚偽の登記を防止し、正性な登記の実現をはかるべく、本人の同一性を確認すべき高度の注意義務を有している。」として成りすましを見抜けなかった司法書士に過失責任を問いました。

更に、平成15年改正以降、司法書士は簡裁代理権が付与され法律家と位置付けられるようになり、平成16年9月6日東京地裁判決の解説の中で「平成15年に施行された司法書士法の改正により、登記義務ではないが、簡裁における民事訴訟手続、民事調停手続等の代理権が認められ、権限の拡充に伴って依頼者に対する関係での職責がより重いものになったとの評価が可能である。本判決が、司法書士の責任の多様化、高度化に対する配慮もあったとも推測される。」との記述があり、権限拡大と責任の過重が表裏の関係にあるこ

とがわかります。また、平成15年改正により司法書士にも本人確認情報作成権限が認められましたが、平成17年12月21日大阪地裁判決で司法書士が虚偽の本人確認情報を提供したとして、懲役1年2か月の実刑判決を受けました。かつて、似たような制度である保証書に関する裁判で実刑を伴った判決はなかったように思います。

懲戒処分の傾向にしても、司法書士が銀行から担保抹消登記申請の依頼を受けた事案で、遺族が抹消の委任状に死亡者の名前を書き、その委任状を添付して登記申請に及んだ司法書士が本人確認をしなかったということで懲戒処分を受けました。専門家として当然なすべきことをしていなかったということでしょうか。さらに、14年前の担保抹消で責任が問われた事案です。司法書士は本人確認をしたと言っているが、相手方である本人は本人確認を受けた覚えがないと主張し、結局司法書士は本人確認をしたことを立証できなかったということで、懲戒処分に至ったというものです。法務局の懲戒は、行政処分ですので時効もありませんし、司法書士法の改正で何人も懲戒処分の申立が可能になりましたので、それが処分例の増えた一因なのかもしれません。平成15年の司法書士法の改正以来懲戒例が一挙に増えたのも事実です。

以上のように、司法書士は法改正により、権限が拡大されるとともに責任も加重されてきました。ところで、司法書士法と調査士法はほとんど同時期に改正を重ねてきており、その改正に伴い、調査

士の業務範囲も拡大されてきました。例えば、ADR代理権、筆界特定代理権、本人確認情報の作成代理権の付与などです。一人調査士だけが権限が増えたが責任は従前どおりなどということはありません。また、広く専門家に対する責任が厳しく問われるのは時代の大きな流れです。われわれは、専門家として本人確認を含め、今まで以上に慎重な業務処理を行うことが求められています。

### 3. 犯罪収益移転防止法

では、ここで本論に入ります。まず、犯罪収益移転防止法第1条の目的を整理してみますと、事業者に対し、取引の相手方である本人確認を形式的・画一的に行なわせ、その記録を保存させることにより、組織犯罪等による収益の受領主体、取引実行者を特定・明確にし、犯罪捜査における追跡調査を容易ならしめるとともに犯罪による被害の回復を容易にさせること、を主眼に置いていることは明らかです。いわゆる、犯罪捜査の協力法です。これは、われわれが行なう、登記申請の意思確認の前提として行なう本人の確認とは明らかに異なる趣旨ですが、本人確認の手法自体は参考となる部分がありますので、犯罪収益移転防止法の中身に入りたいと思います。

犯罪収益移転防止法第4条には、「特定事業者が、顧客と、特定業務にかかる特定取引をする際には、本人確認書類の提示を受け、当該顧客につき、本人特定事項の確認を行なわなければならない。」とあります。特定事業者とは同法第2条2項にあり

ますが、この法の適用を受ける者で、司法書士以外にも他のほとんどの士業が特定事業者に入っていますが、調査士は入っておりません。顧客とは確認すべき対象者、つまり依頼人です。特定業務にかかる特定取引とは同法第4条の表により、確認対象となる取引であり、司法書士の場合には売買による所有権登記申請の受任契約の締結となります。確認すべき事項である本人特定事項は同法第4条中段にあります。自然人であれば住所、氏名、生年月日、法人であれば名称、事務所です。本人確認の方法は、同法規則第3条にありますが、原則面談したうえで、本人確認書類の提示を受けるといったものです。非面談の場合は本人確認書類又はその写しの送付を受け、その記載に基づき、転送不要郵便又は受取人限定郵便で取引文書を送付するというものです。取引文書とは、受任したこと及びその内容を記載した文書です。では、本人確認書類とは何でしょうか。同法規則第4条に確認書類は有効期限内のもので、有効期限のないものは発行後6ヶ月以内のものであるとし、自然人の場合は委任状に押印した印鑑証明書、運転免許証、年金手帳、健康保険証、旅券などで、法人の場合には登記事項証明書ということになります。

以上の方法により本人確認をしたうえで、同法第6条で本人確認記録を作成し、その記録を7年間保存しなさいということになっています。記録の方法も同法規則第9条、第10条に細かく規定されています。われわれは、その記録の仕方にまでこだわる必要はないと

思われますので、ここでは割愛しますが、少なくとも、確認した書類の名称、発行年月日・有効期限、書類の提示を受けた年月日・時間・場所などは記録に残し、後日、確認したことを立証できるようにしておきたいものです。また、疑わしい取引の届出については、守秘義務のある司法書士など士業に対しては適用されていません。さらに、同法第13条・17条によれば、法務局・官憲は、場合によっては特定事業者の事務所に立入り、記録を調査できることになっていますが、守秘義務のある士業者に対し、それをどこまで行なうのか、現段階では分かりません。また、罰則については非常に厳しく、行為者は最高300万円、法人は最高2億円(両罰規定)となっております。調査士はこの法律の適用を受けておりませんが、他の士業者がこのような厳しい規制を受けているにも係らず、一人調査士だけが本人確認に関し今までのように安穩として良い、などということは決してないのは明らかです。

以上が、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認ですが、実はわれわれが行なうべき登記申請における本人確認はこれだけでは足りません。われわれがなすべき確認は、実在性確認、同一性確認、適格性確認、意思確認といわれており、犯罪収益移転防止法では実在性確認、同一性確認までしか規定されていないのです。それは、犯罪収益移転防止法の目的が犯罪取引の実行者と犯罪収益の受領主体を明らかにすれば足りるからです。

#### 4. 土地家屋調査士の本人確認

それでは、この4つの確認の中身を少し検討し、調査士として行うべき本人確認の方法を私なりに具体的に提案してみたいと思います。

まず、実在性確認ですが、これは架空名義を防止することにあります。その方法ですが、面談して本人確認書類の原本の提示を受ける方法によるのが原則です。面談出来ない場合は、犯罪収益移転防止法を参考に、本人確認書類の写しの送付を受け、その記載にも基づき取引文書を送付し、これが本人に届けば実在性の確認ができたとします。

次に、同一性確認ですが、これは成りすましの防止を目的としています。面談し、登記名義人と目の前の人物との同一性を顔写真のある公的証明書で確認します。面談できない場合は、本人確認書類又はその写しを事前に送付してもらい、電話により本人しか知らない情報を聞き出し、電話の相手が本人であることを確認します。通常、生年月日、年齢、干支、旧住所、不動産の前所有者・取得の時期などを聞き出します。

適格性確認ですが、これは依頼者に委任する権限があるのか否かの確認です。法人であればその代表者に本当に代表権があるのか、自然人であればその法定代理人が本当に親権者・後見人なのかなどです。法人であれば法人登記事項証明書、自然人であれば、戸籍証明書・成年後見登記事項証明書により確認します。またこの際、当然代理人その者に対しても本人確

認が必要になります。任意代理の場合は、代理権の存在を委任状あるいは代理権授与証明書などで代理権の存在を確認します。ですから、代理による委任の場合は、直接本人に電話をして、本人の確認をしたうえで代理権授与の確認もします。加えて、代理人その者の本人確認もするということになります。

最後に、意思確認です。これは登記申請意思の確認ですから委任状の記載により形式的に確認することはできます。しかし、場合によっては登記することにより依頼者に不利な結果になるかも知れない、それでも登記申請するのかという意味で、実質的な登記申請意

思の確認までする必要があると思います。例えば、表題登記申請の場合、建築業者と建主がトラブルに陥っているようだが、それでも申請するのか。分筆の場合、相続人間でトラブルしているようだが、それでも申請するのかを相続人全員から確認する必要があるということです。また、委任状を補正した場合は、補正の了解もとっておくべきものと思います。この必要性を如実に示す判例があります。平成3年10月31日仙台高裁判決では、「白紙委任状の白地部分を記入の際に、本人の意思を確認しなかった場合には、その委任状は内容虚偽の不正的な文書として、形式的証拠力を有さず、その結果、

同書面を抵当権設定の意思や代理権授与の証拠とすることはできない。とっております。土地家屋調査士は、現地調査後に委任状を補正することが多いと思われませんが、委任状を補正した場合はその了解をとり、かつ後日その補正の了解を立証できるよう記録を残しておく必要があるということになります。それは、後日の紛争の防止にもつながってゆくからです。



## ① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

### ○法務省告示第177号

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成22年4月9日

法務大臣 千葉 景子

名 称	主たる事務所
青森県土地家屋調査士会	青森市勝田一丁目一番十五号

お知らせ

# 土地家屋調査士2011年オリジナルカレンダー

## 温故知新一古地図「<sup>こくぐんぜんず</sup>國郡全圖」から

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で11回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込み下さい。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 472円	1本 630円	1本 630円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2010年8月31日(火)		
納品予定	2010年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み  
締め切り

2010年  
8月31日(火)

### お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。  
A) 調査士シンボルマークのみ入り  
B) 調査士会名入り  
C) 調査士会名+個人事務所名入り  
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2010年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税別。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,050円	1,260円	1,575円

ご注文は ..... FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・福井佐恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。 FAX:06-6346-0352

### ■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 <b>472円</b> <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 <b>630円</b> <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 <b>630円</b> <input type="text"/> 本
---	--	---

※税込

### ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2010年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

### ■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL ( ) -
住所 〒		FAX ( ) -
E-mail		調査士会名

### ■以上の通り申し込みます。

お名前(または事務所名)

印

連絡先

TEL ( ) -

FAX ( ) -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

**3月****16～17日**

## 第8回総務部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 第67回定時総会提出議案について
- 2 土地家屋調査士制度制定60周年記念顕彰について
- 3 土地家屋調査士会からの照会について
- 4 連合会業務執行体制の検討について
- 5 三菱電機インフォメーションシステムズとの認証局運営に関する契約書について
- 6 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

**17～18日**

## 第2回共済会幹事会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 平成21年度共済会の予算執行状況について
- 2 平成22年度の共済会事業について
- 3 長寿祝金制度について

## 第6回業務部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 平成21年度の事業執行の総括及び平成22年度の事業執行計画について

**19～21日**

## 第5回土地家屋調査士特別研修 集合研修・総合講義

**23日**

## 第4回広報部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 平成22年度広報部事業について
- 2 制度広報に関する事項について
- 3 会報に関する事項について
- 4 人材育成に関する教育機関等との連携に関する事項について

**24日**

## 第7回土地家屋調査士制度制定60周年記念事業準備委員会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 記念式典について
- 2 記念シンポジウム／土地家屋調査士全国大会(仮称)の開催方針について
- 3 地籍に関する研究会設立について
- 4 テレビドラマについて
- 5 記念切手について
- 6 名刺への表示について
- 7 表示登記に関する全国一斉無料相談会について

- 8 先例・判例・質疑応答要旨集について

- 9 記念誌について

- 10 伊能図展について

- 11 G空間EXPOについて

- 12 親睦旅行について

**25～26日**

## 第6回社会事業部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 平成21年度社会事業部事業の総括について
- 2 平成22年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

**26日**

## 第3回研究所会議

## &lt;協議事項&gt;

- 1 平成22年度研究所事業計画について

## 官民境界基本調査PT会議(第1回)

## &lt;協議事項&gt;

- 1 官民境界基本調査への対応について

**31日**

## 第11回正副会長会議

## &lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の準備状況の確認について
- 2 第67回定時総会への対応について

**4月****2日**

## 第1回広報部編集会議

## &lt;協議事項&gt;

- 1 会報掲載記事について

**3日**

## 第5回土地家屋調査士特別研修 考査

**6～7日**

## 第1回財務部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 平成21年度一般会計及び特別会計の決算について
- 2 平成22年度一般会計及び特別会計の予算(案)について
- 3 平成22年度財務部関係事業の具体的執行計画について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会の税務調査報告書(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部

改正(案)について

- 6 第7回国際地籍シンポジウム(台湾)海外研修旅行について
- 7 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業切手のデザインについて

### 7日

第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第1回常任理事会審議事項及び協議事項への対応について

### 7～8日

第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成21年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 平成22年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 3 平成22年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 4 制度基盤整備特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 5 第67回定時総会提出議案について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則

の一部改正(案)について

- 7 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業実行委員会の組成について
  - 8 平成22年度連合会顕彰受賞者について
  - 9 日調連研究所の研究員の選任について
- <協議事項>

- 1 役員選任に関する検討特別委員会からの答申への対応について
- 2 第67回定時総会の対応について
- 3 土地家屋調査士事務所及び報酬に関する調査及び研究について
- 4 土地家屋調査士CPDに係る認定基準表の改定等について
- 5 「ADR認定土地家屋調査士」バッジの作成について
- 6 広報キャラクターについて
- 7 広報担当者会同の開催について
- 8 第7回国際地籍シンポジウム(台湾)の対応について
- 9 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 10 連合会における平成22年度の主要な会議の開催日程(予定)について

### 15～16日

平成21年度一般会計及び特別会計の期末監査

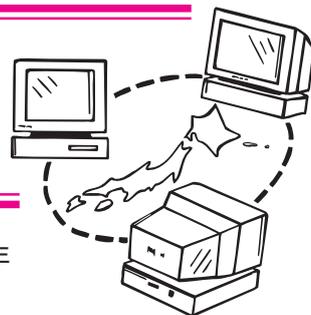
## 日調連ホームページがリニューアルされました!



日本土地家屋調査士会連合会では、ホームページの充実を図るため、リニューアルを進めてまいりましたが、平成22年4月から新ホームページを公開しております。

内外への情報の発信ツールとして、さらに充実したものを、また、利用しやすいホームページとして考えておりますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

# 会員の広場を利活用ください



土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」は、2010年4月1日現在で、約12,130人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度制定60周年を迎え、改革期の続く情勢においては、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、引き続きこの会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、是非とも利活用ください。なお、IDの発行には2日程度かかります(土・日・祝日を除く。)

## 「会員の広場」ID申請方法



連合会HPのトップページ  
(<http://www.chosashi.or.jp/>)  
から「会員の広場」をクリック

1

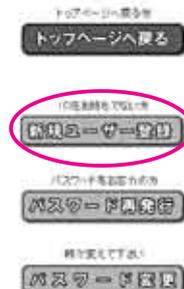
2



「同意して入場する」ボタンをクリック



「新規ユーザー登録」  
ボタンをクリック

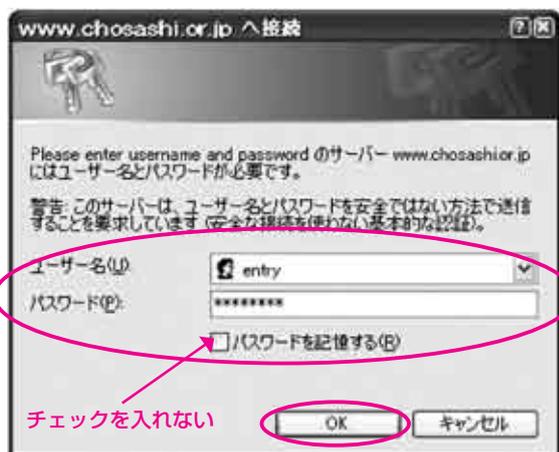


3

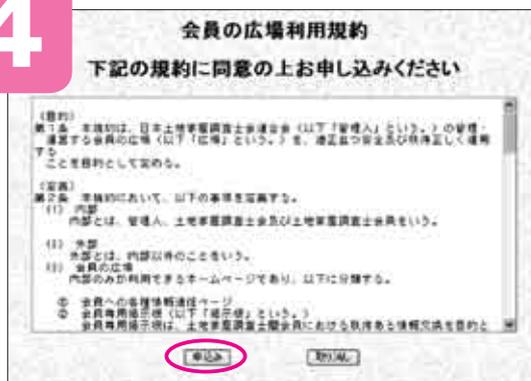
4

このまま入力!

- ユーザー名: entry (半角)
  - パスワード: chosashi (半角)
- を入力してOKをクリック



チェックを入れない



「申込み」ボタンをクリック

◎連合会に申請

申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日程度かかります(土・日・祝日を除く。)

## 第1回地図作成総括責任者養成A講座開催

地図に関する一定の知識及び実務経験を有する全国の協会から推薦された74名の精鋭が、地図作成における総括責任者として基本計画・作業計画の立案や監理業務を担う人材を育成することを目的として、土地家屋調査士会館(東京都千代田区三崎町)において平成22年4月15日(木)午後1時30分から平成22年4月16日(金)午後3時まで開催されました。

本養成講座の講義内容は、以下のとおりです。



講義内容	講師	研修時間
地籍調査概論	全公連理事 泉清博	75分
地図作製において留意すべき長狭物の境界	公証人 寶金敏明	165分
地図作成の作業計画と管理	全公連副会長 倉富雄志	120分
土地制度と公図の沿革	元表示登記専門官 山崎耕右(山口協会社員)	120分

2日間、延べ講義時間8時間の長丁場の研修でしたが、全ての参加者が講師の話を一言一句漏らさぬよう聞き入っており大変有意義な研修でした。

10月には愛媛県松山市において、実地研修を含め2泊3日の予定でB講座の開催が予定されております。

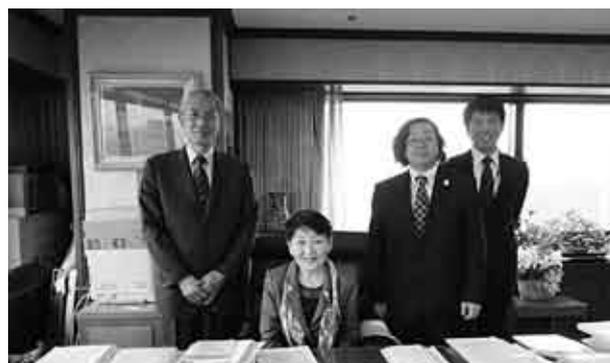
本研修を全て受講し、レポートにより一定の水準にあると全公連の地図作成研修実施委員会が認めた方々には、「地図作成総括責任者」として全公連会長より認定証を交付する予定です。



寶金講師

## 公共嘱託登記土地家屋調査士協会 創設25周年記念式典について

平成22年6月7日午後4時30分からホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において、公共嘱託登記土地家屋調査士協会創設25周年記念式典を開催します。平成22年3月31日に鈴木会長・塩川副会長・小島事務局職員が法務大臣室を訪問し、千葉景子大臣に記念式典のご案内をいたしました。



法務省：千葉法務大臣表敬訪問

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年 3月 1日付  
 埼玉 2459 大澤 一勝 埼玉 2460 成毛 実  
 千葉 2066 小林 政貴 千葉 2067 古見 尚子  
 山梨 379 中澤 健次 長野 2549 依田 清美  
 長野 2550 小坂 祐司 大阪 3094 相澤 襲雄  
 兵庫 2361 中山 敬一 愛知 2730 文字 隆浩  
 岐阜 1216 高野 誠司 福岡 2169 中山 廣行  
 熊本 1165 近藤 聡 旭川 288 玉根 盛光

平成22年 3月10日付  
 東京 7593 齊藤 茂昭 東京 7594 加藤 英樹  
 神奈川2868 神谷 誠 神奈川 2869 逆井 健自  
 千葉 2068 小宅 久史 静岡 1689 水野さくら  
 静岡 1690 日原 雅裕 静岡 1691 松下 幸司  
 長野 2551 宮下 武 京都 816 松田 浩三  
 京都 817 堀田 聡 愛知 2731 河野 克幸  
 福岡 2170 小柳 旭 鹿児島 1024 脇本 弘紀  
 鹿児島 1025 西 拓也 山形 1216 島津賢太郎

平成22年 3月23日付  
 東京 7596 光延由美子 東京 7597 塚田 公俊  
 東京 7598 竹内 和昌 東京 7599 大城 俊幸  
 東京 7600 鈴木 博道 埼玉 2461 松田 淳  
 埼玉 2462 尾崎 慶次 千葉 2069 和仁 貴子  
 京都 818 小松 賢一 岐阜 1217 二村 貢史  
 山口 935 中原 晋 岡山 1342 竹本 栄一  
 大分 809 薩摩 陽平 鹿児島 1026 森山 博文

登録取消し者は次のとおりです。

平成19年 2月20日付 大阪 2513 村田 耕作  
 平成19年 5月16日付 大阪 521 土屋 英夫  
 平成20年 2月21日付 大阪 1559 堅田偉三久  
 平成21年 5月23日付 大阪 538 田中 常實  
 平成21年11月12日付 千葉 1530 安田 昭二  
 平成21年12月27日付 奈良 285 末光 洋久  
 平成22年 1月 3日付 広島 1513 末政 秋美  
 平成22年 1月 6日付 東京 1792 大津 正明  
 平成22年 1月22日付 兵庫 1574 吉川 雅敏  
 平成22年 1月28日付 兵庫 1707 武市 好弘  
 平成22年 1月31日付 新潟 1928 高野 幸夫  
 平成22年 2月 8日付 栃木 686 渡辺 偉  
 平成22年 2月11日付  
 愛媛 717 岡田 隆久 神奈川 1500 飯豊 盛輝  
 富山 300 鷺北 義弘  
 平成22年 2月13日付 静岡 507 石垣 義親  
 平成22年 2月23日付 東京 5232 水澤 崇  
 平成22年 3月 5日付 福岡 1141 近藤 和好  
 平成22年 3月 1日付  
 東京 4812 栗原昭和八 東京 5285 内村 登  
 岐阜 609 田中 清 愛媛 492 佐々木 毅  
 愛媛 633 濱田喜代弘  
 平成22年 3月10日付  
 神奈川1155 小沢 久夫 栃木 455 古口 誠作  
 新潟 1716 大竹 安弘 大阪 2177 辻本 峰一  
 大阪 3045 稲岡 雅人 富山 275 藤沢 実  
 福岡 1642 田村 俊春 佐賀 381 宮原 司  
 長崎 528 浦 憲治 愛媛 472 田倉 和忠  
 平成22年 3月23日付  
 神奈川2563 上田 喜章 静岡 158 池田 保一  
 大阪 2729 齊藤 英和 愛知 2649 水野 公一  
 三重 413 川村 仁造 三重 465 四十山和男  
 三重 516 山村 憲次 三重 562 川口 昶司  
 岐阜 19 田中 都 岐阜 1115 井谷 隆  
 富山 286 今井 裕一 岡山 389 野口 猛  
 福岡 1965 江藤 宏晃 札幌 768 里見 彰三  
 香川 681 山下 恒司

編集後記

おもてなしの心

こんなことを言うとお叱りを受けるかもしれませんが、私たちの仕事は、「サービス業」の部類ではないかと考えています。その「サービス業」で一番大切なこととして「おもてなしの心」があるのではないかと思います。今回、ちょっと考えてみました。

「おもてなし」とは、自分の「心」がもてなしを受ける人にそのまま伝わるものです。つまり、「心をもって作法と成す」といった相手に対する思いを作る気構えが大切になります。

相手に対する思いだけでは十分でなく、「礼儀・作法」といった、目に見える形が大切な要素になります。しかし、「おもてなし」については、礼儀・作法といった「形式」にこだわることと勘違され、もてなしを受ける側の相手に堅苦しい思いをさせている場合が多いようです。

東京に行った際、たまにうなぎ屋さんへ行くことがあります。全国的に有名なお店で創業は江戸末期

にさかのぼり、多くの著名人に愛され、文学作品にも登場する老舗です。(いつも地下のテーブル席です。)こちらの従業員さんからは、何気ないことにも老舗の気配り、「おもてなしの心」が感じられます。このことは、老舗のブランドにあぐらをかくことなく、常に「心をもって作法と成す」といった相手に対する思いを持ち続けているからだと考えながら、いつも気持ちよく、おいしく、うなぎをいただいています。

私たち土地家屋調査士の制度は、資格として誕生して60年になります。いわゆる「老舗」の域にあります。常に依頼人をはじめ関係者の方々には、「心をもって作法と成す」といった気持ちを大切に、さらなる繁栄を築いていきたいと思っています。

【もてなしは「松のごとき変らぬ心で！」】とありました。調べてみると、門の近くに松の木が植えてあるのは「もてなしの心」の名残ともいわれているようです。

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行者 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

土地家屋調査士

最短合格講座



講座概要 本試験に沿った教材だから「ムダのない学習」が可能です!!

初歩から学習する方にわかりやすい教材で基礎・基本から合格に的を絞って指導します。最初は数学の苦手な方にもわかりやすい教材「調査士試験に必要な数学」を使用して指導します。本講座では「合格ノート(基本書)」「新・合格データベース(過去問6冊)」の学習がメインとなります。学習のポイントは「条文等の法律知識」と「作図・求積等の技術」。「書式」をうまく関連付けて学習することです。通信教育での学習は、地味な学習方法であるように思われがちですが、効率的で完成度の高い教材をシンプルに活用してこそ、合格の最短距離を歩むことが可能になります。【受講期間：6か月間】【添削指導：7回】【eメール質問システムあり】

学習のすすめ方

- ①テキストにひととおり目を通しておいて学習範囲を予習
- ②ポイントを確認しながらテキストを再読メディア講義を受講(各メディアタイプのみ)
- ③「データベース」で問題演習
- ④テキストに戻り反復して学習

ここがポイント!!

教材内容

- 学習ガイダンスDVD●学習の手引き●合格ノート(2冊)●書式合格演習ノート(2冊)●新・合格データベース(過去問6冊)●本試験問題と詳細解説●書式基本テキスト●合格テキスト●詳細調査士六法●書式練習用紙●提出課題7回●質問票●補助教材一式●お申込み者には各メディア教材【各90分81巻(予定)】(「調査士試験に必要な数学」「調査士試験ベーシック作図」「求積テキスト」を含む)●メディアは通学本科(内堀 博夫 先生)の講義をライブ収録したものです。

※教材・学費が一部変更になる場合があります。

5月末日まで

学費(税込み)

期間限定のみらなび割引キャンペーン

受講タイプ	教材学習タイプ	DVD付タイプ	iPod付タイプ	ダウンロードタイプ
一般	116,000円	328,000円	328,000円	288,000円
5月末日までの割引価格	81,200円	229,600円	229,600円	201,600円

●詳細・申込方法について、案内書のご請求は下記までご連絡ください。

新しい校舎へ移転致しました。お問合せの際はお間違えのないようにお気付けください。

LICENSE SCHOOL 創立1961年・高実績と信頼  
東京法経学院

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-9 新宿パークビル5F

TEL 03(6457)8544

FAX ▶ 03(5362)0160

e-mail ▶ info@thg.co.jp

ホームページ▶ http://www.thg.co.jp/

お申込はホームページ(PC・モバイル)からも承っております。



難しい試験ではあっても短期の合格は可能です。誰よりも早くスタートする。これに勝る必勝法はありません。本試験をめざした調査士の学習は奥が深く、学習期間は、いくらか必要になってきています。思い立ったら早めにスタートを切り、基礎学習を完成させる。本試験対策に十分な時間をかけられる態勢を整えることが、後に強みとなってきます。



DVDレクチャー 内堀 博夫 先生 東京法経学院専任講師  
短期合格を実現するための独自指導法「内堀式最短合格法」を確立し、多くの土地家屋調査士試験受験生を合格へと導いている。東京本校で多数の講座を担当。HPで無料ガイダンス・サンプル映像配信

土地家屋調査士

2011年度 初学者向け

通信教育

最短合格講座



# 日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

**Q2.** どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。



ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。



トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

## 【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

### ☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

## 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

- 所属会名    ○ 所属支部名    ○ 登録番号(半角)    ○ 氏名  
○ 事務所所在地(郵便番号も記入)    ○ Mail (半角)    ○ Tel (半角)

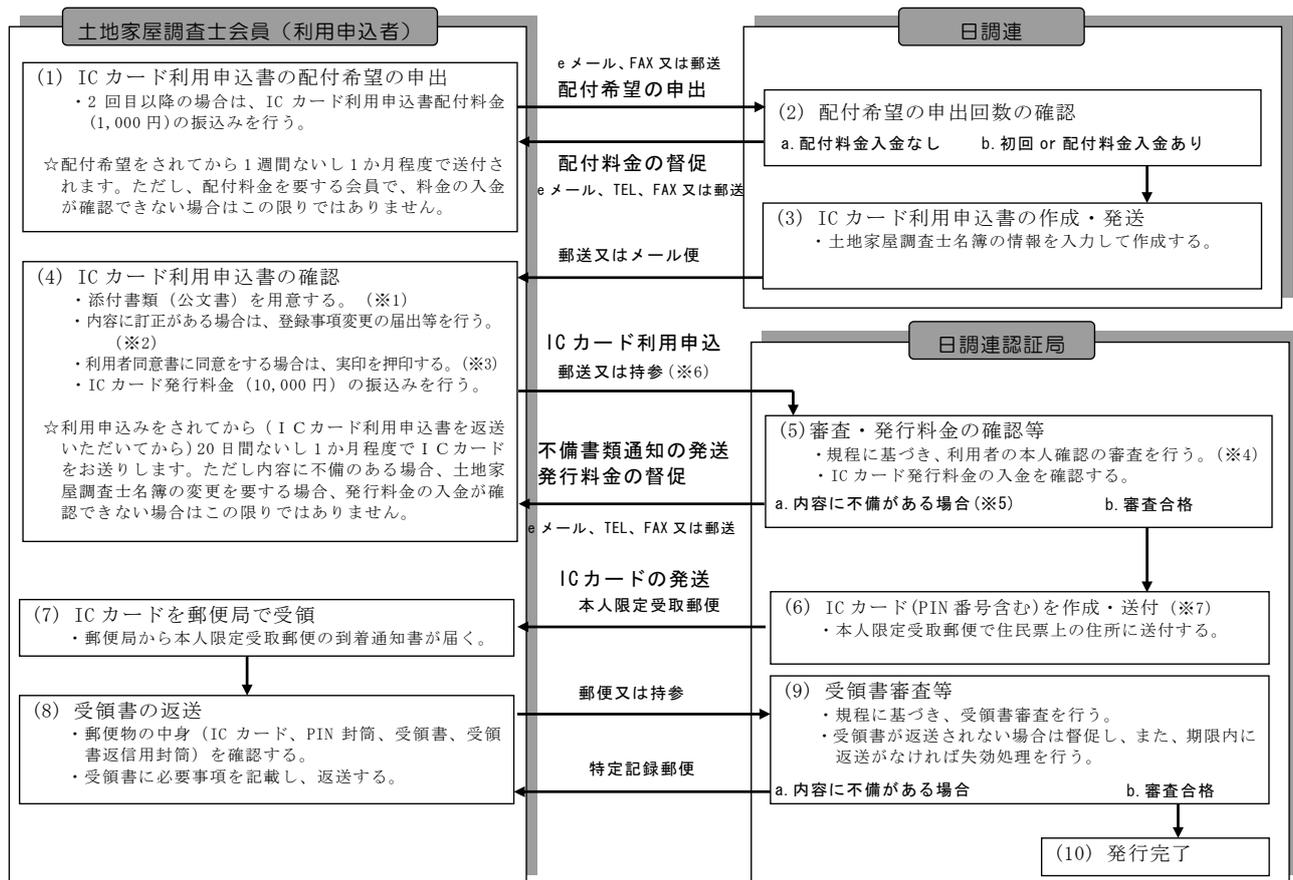
なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

- 初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償  
2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

## ICカードを取得するまでの流れ

### <ICカード取得までの流れ>



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。  
(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連認証局に送付してください。  
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。  
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。  
(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。  
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。  
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。  
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

## ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書  
下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。
- ③ 受領書返信用封筒
- ④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**  
(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



### 【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

#### <受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

### (1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

### (2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

### (3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

## ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成22年3月末日現在で15,326枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。(日調連認証局HP([http://www.chosashi.or.jp/repository/n\\_kisoku.pdf](http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf))に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

### 発行に係る費用及び支払い方法について

#### 1 振込金額(証明書1枚当たり)

	初回発行	2回目以降の発行(原則)
平成22年3月31日(消印)まで	無償	5,000円(税込)
平成22年4月1日(消印)から	10,000円(税込)	

※振り込み手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

#### 2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会  
会長 松岡直武

- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁  
(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

#### 3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		